

# 会 議 録 目 次

平成14年第3回海田町議会6月定例会（第1日目）

平成14年6月11日（水）午前9時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名について……………	4
日程第2	会期の決定について……………	4
日程第3	諸 般 の 報 告……………	5
	（1）議 会 報 告	
	（2）行 政 報 告	
	（3）報 告 第2号 平成13年度海田町一般会計繰越明許費繰越 計算書	
	（4）報 告 第3号 平成13年度海田町公共下水道事業特別会計 繰越明許費繰越計算書	
	（5）報 告 第4号 海田町土地開発公社の経営状況説明書の提 出について	
日程第4	諮問第1号 人権擁護委員の推薦について……………	20
日程第5	一 般 質 問 ……………	22
	（延 会）……………	75



15番 田 中 千 代

16番 佐 中 十 九 昭

17番 中 岡 長 一

18番 国 岡 光 明

19番 加 藤 公

20番 河 野 道 昭

7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

町	長	加 藤	天
助	役	松 岡	修 士
収 入	役	正 木	洋
企 画 部	長	中 野	潔
総 務 部	長	上 條	正 弘
福 祉 保 建 部	長	富 田	征
建 設 部	長	池の本	和 弘
参 事 (広域行政担当)		佐 藤	隆
参 事 (福祉保健担当)		因 幡	忠 志
企 画 課	長	永 海	房 雄
広域行政推進課	長	木 原	晴 彦
財 政 課	長	内 田	和 彦
総 務 課	長	久 保	伸 一
地 域 振 興 課	長	植 野	敏 彦
福 祉 課	長	貝 原	陽 子
監 理 課	長	因 幡	貞 男
建 設 課	長	児 玉	正 克
都 市 整 備 課	長	朝 倉	登 司 雄
海 田 市 駅 南 口 区 画 整 理 事 務 所	長	大 久 保	裕 通
教 育 委 員	長	根 石	義 一
教 育	長	李 木	義 夫
教 育 部	長	山 本	義 彦

学 校 教 育 課 長           河 原     毅  
社 会 教 育 課 長           佐 々 木 正 子  
上 下 水 道 部 長           木 原 正 博  
庶 務 課 長                新 浜 憲 治

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議 会 事 務 局 長           園 山     純  
議 会 事 務 局 次 長       梶 原 正 勝  
主                    査       辻 千 奈 美

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸 般 の 報 告

(1) 議 会 報 告

(2) 行 政 報 告

(3) 報 告 第 2 号 平成13年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書

(4) 報 告 第 3 号 平成13年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明  
許費繰越計算書

(5) 報 告 第 4 号 海田町土地開発公社の経営状況説明書の提出について

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

日程第5 一 般 質 問

日程第6 第24号議案 工事請負契約の締結について（海田総合公園テニスコート改修工  
事）

日程第7 第25号議案 工事請負契約の締結について（海田東第1寺迫地区污水管新設工  
事（14-1））

日程第8 第26号議案 工事請負契約の締結について（砂走第1砂走地区污水管新設工事  
（14-4））

日程第9 第27号議案 工事請負契約の締結について（海田中央第3上市地区污水管新設  
工事（14-5））

- 日程第10 第28号議案 広島市に公の施設を利用させることに関する協議について
- 日程第11 第29号議案 海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 第30号議案 海田町児童クラブハウス設置及び管理条例の制定について
- 日程第13 第31号議案 平成14年度海田町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第14 第32号議案 平成14年度海田町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 第33号議案 平成14年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（河野）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員数は20名でございます。定足数に達しておりますので、平成14年第3回海田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第15に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（河野）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、15番、田中君、16番、佐中君を指名いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（河野）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月13日までの3日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。崎本君。

○10番（崎本）ちょっと動議いたします。会期の決定についてですが、25議案から、25、26、27号議案が、今の新聞の談合や何だかんだの問題があった工事と思いますが、結果報告なしで議運でも決定されてない事項がなぜこの議事日程に上がってるか、そこの説明と、どういう理由でここへ上げられたのか、だれの許可を得てここへ上げて、この議案の中で審議するか、ちょっとその説明をお願いします。

○議長（河野）この際、暫時休憩をいたします。全員協議会を開きます。工事の談合問題が新聞報道されておりますが、6月3日の議会運営委員会後に追加議案について諮って

おりませんでしたので、全員協議会を開催し、説明を受けることといたします。議員の皆さんは会議室にお集まりください。再開は追って連絡いたします。

(「議長、今の運営の仕方、会期の提案をされて、それを決していない。異議があって、そのまま行っとるんじゃから、そこをちゃんとしておかないと、会期はそのまま休会になってしまう。確認しておいてください」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 会期の決定でございますが、お諮りいたします。

会期は6月13日までの3日間としたいと思いますが、先ほど崎本君の方から、この議案について異議がございました。この問題をどのように取り計らいましょうか。

(「この問題と会期は違うんじゃないの。この3日間で別の問題として談合問題をどうするかというのを別の提案ですればええわ」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) それではこの会期について採決をしたいと思えます。本定例会の会期は本日から6月13日までの3日間とすることに賛成の諸君の起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(河野) 起立多数と認めます。よって、会期は本日から6月13日までの3日間と決めます。

この際、暫時休憩をいたします。工事の談合問題がございましたので、6月3日の議会運営委員会後に追加されたものについて全員協議会でもって説明を受けることといたします。議員の皆さんは会議室にお集まりください。

~~~~~○~~~~~

午前 9時05分 休憩

午前 10時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(河野) 休憩前に引続き本会議を再開いたします。

この際、執行部の方に申し上げます。本定例会の会期は、本日から6月13日までの3日間と決しております。

~~~~~○~~~~~

○議長(河野) 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

まず、議会報告でございますが、議会の動きといたしましてお手元に配付しております。3月定例会以降の主なものについてをご報告させていただきます。

まず、4月23日から24日、議会広報広聴調査特別委員会が先進地の視察を行っており

ます。なお、委員会報告を配付しておりますので、ご参照ください。

次に、5月14日から16日まで、全国町村議会議長研修会及び安芸郡町村議長の現地調査が行われました。

次に、5月23日から24日に福祉厚生委員会が、また5月28日から29日には建設産業委員会が、所管事務県外調査を行っております。なお、この報告については9月定例会で行うことといたします。

続きまして、6月3日に安芸地区衛生施設管理組合臨時会が開催されておりますので、議会の概略について安芸地区衛生施設管理組合会議議員の助役から報告を求めることといたします。助役。

○助役（松岡） それでは6月3日に開催されました安芸地区衛生施設管理組合議会臨時会の報告をさせていただきます。

提出されました議案は、4件の専決処分の承認についてでございました。まず、議案第11号は、当組合が加盟しております広島県市町村公務災害補償組合におきまして、新たに市町村の事務とされた市町村立の小・中学校等の学校医、学校歯科医などに係る公務災害補償の事務を追加することに伴い、当組合の議会議決を求められたための専決処分の承認であり、全会一致で議決されました。

次に、議案第12号と13号は、地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部改正並びに一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正に伴いまして、当組合の職員の育児休業等に関する条例並びに職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきまして、所要の改正を行った専決処分の承認であり、いずれも全会一致で議決されました。

次に、議案第14号につきましては、平成13年度安芸地区広域不燃物最終処分場事業特別会計補正予算の専決処分で、これは処分場の用地測量と用地関係登記業務につきまして、現地の用地立会と測量業務は完了しておりますけれども、年度内に実施できなかった保安林解除のための分筆登記嘱託業務などの経費1,245万3,000円を繰越明許費とした専決処分の承認であり、全会一致で議決されております。なお、この処分場の繰越明許費の繰越計算書についての報告もあわせて受けております。

以上で説明を終わらせていただきますが、関係資料につきましては、例年どおり議会事務局に置いておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

○議長（河野） 以上で議会報告を終わります。続いて、行政報告について、町長より申し出がございましたので、これを許します。町長。

○町長（加藤）本日は、全員協議会に引続き、大変ご苦労さまでございます。3月定例議会後の行政執行の状況についてご報告を申し上げます。

初めに、談合情報の提供についてでございますが、先ほど全員協議会でご説明をいたしました。今後とも適切に対応してまいりたいと、このように考えております。

次に、広島市との合併についてでございますが、4月1日に海田町合併推進本部を設置いたしました。これまで本部会2回、課長で構成する幹事会1回、取りまとめ担当者会議を1回開催し、準備を進めております。また、広島市においても、5月22日に広島市広域合併推進本部を設置され、合併に向けての体制を整えられました。また、住民意見交換会を5月27、28、30、31日の4日間、各小学校区において開催をし、総勢256名の参加がございました。この意見交換会には、4役、各部の部長、参事が出席し、住民の皆様からのご意見やご質問をお聞きいたしました。ここで出されたご意見等につきましては、今後の広島市との合併の取り組みの中で、参考にさせていただきたいと考えております。また、広域行政推進課に相談窓口を設置するとともに、ホームページにもご意見欄を開設し、住民の皆様にご意見をいただける場の提供をいたしました。

続きまして、水防対策についてでございますが、本格的な梅雨期を迎えるに当たって、大雨等による被害を未然に防止するため、5月15日及び17日の2日間、職員を動員し、町内の道路、水路、交通安全施設などの点検調査を実施するとともに、それぞれの所管する施設についても安全確認をさせ、災害予防策に万全を期すよう指示しているところでございます。また、6月9日には消防団による水防訓練が実施され、水防工法の演習など熱心に取り組まれ、大変心強く感じているところであります。

今後、防災訓練などを通じて、災害時における職員の配備体制の整備や関係機関との連携強化を進め、安心して暮らせるまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、総合福祉センターの整備についてでございますが、現在、その具体化に向けて事務を進めているところでございます。整備の計画につきましては、日の出町の老人福祉センターの建替えに合わせて、中・高齢者の健康づくりや社会福祉協議会の拠点としての機能を備えること、公園との一体的な活用を図ることなどを基本的な方針として取りまとめているところでございます。この施設の計画案ができ次第、できるだけ早い時期に議員の皆様方からご意見を聞く機会を持ちたいと考えております。

続きまして、3月の全員協議会でご説明いたしましたダイオキシン問題のその後の状況についてでございますが、5月9日の新聞報道にもありましたように、県が実施した

再調査の結果が先日公表されました。3月19、20日に海田東公民館など4カ所で行われました再調査では、いずれの地点も環境基準を下回る結果でございました。町といたしましても、引続き環境センターでのごみの燃焼管理等の対策を実施するとともに、県と連携して野外焼却の中止の呼びかけやパトロール、発生施設への立ち入り調査等を実施し、環境改善に努めてまいりたいと考えております。なお、県も引続いて調査を継続されるとのことでございます。

また、坂町に建設中の広域焼却場「安芸クリーンセンター」の進捗状況につきまして、8月からの試験運転を前に、いよいよ7月23日に火入式を行うことが決定いたしました。

次に、連続立体交差事業及び関連街路事業の進捗状況についてでございますが、去る3月25日、勤労青少年体育館において、JR呉線関係の地権者や地元住民の方々を対象に、また、翌26日には海田公民館において、JR山陽本線関係の地権者や地元住民の方々を対象に、県の事業説明会が開催されました。また、3月25日付で事業認可を受け、現在、用地測量と物件調査に着手され、事業を進めておられます。町としましても、関係権利者の皆さん方の身近な窓口として、都市整備課が対応させていただいているところでございます。

続きまして、海田市駅南口土地区画整理事業でございますが、事業を円滑に進めていくために、これまで積み上げてきました土地区画整理事業に伴う情報を積極的に公開し、地域の皆様と議論を深めていきたいと考えております。また、これと並行して、基準地積決定のための測量や換地設計の準備を進めているところでございます。また、土地区画整理審議会委員の選挙につきましては、当初議会で説明させていただきましたとおり、7月には選挙期日の公告を行い、10月ごろには選挙を実施するよう準備をしているところでございます。

最後に海田町立図書館についてでございますが、昭和60年5月1日開館以来、多くの方々に利用されてまいりましたが、このたび「平成14年度子どもの読書活動 優秀図書館 文部科学大臣表彰」を受賞いたしました。これは幼児や小学生対象のお話会、各小学校に出向いて行っての本の読み聞かせ、小・中学生読書感想文コンクール等、これまで継続実践してきた各事業が、子どもたちの読書意欲を高める活動として高く評価されたものでございます。これを契機として、これからも読書活動の推進に一層努力をしてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、行政執行状況の主なものについてご報告をいたしました。今議会には、報告3件、諮問1件、契約認定4件、条例制定1件、条例改正1件、補正予算3件、その他議案1件を提出しております。よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（河野）以上で行政報告を終わります。

続きまして、報告第2号、平成13年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書について、町長より報告を求めます。田中君。

○15番（田中）先ほどの町長の行政報告でございますけども、今の談合の問題が行政報告の中で報告がされておられませんけども、先ほどは議会としての全員協議会での協議であったと思います。行政報告は行政報告として報告をなさるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（河野）町長、どうされますか。町長。

○町長（加藤）それでは談合情報の提供についての報告を申し上げます。5月21日に中国新聞社の記者から、匿名の談合情報が入った旨の連絡がありました。内容につきましては、5月22日、29日に執行する公共下水道工事、道路改良工事等の指名競争入札において、談合が行われているとのことでありました。21日に寄せられた情報の内容は、22日執行分の海田東第1寺迫地区污水管新設工事（14-3）その1、海田中央第4・5蟹原地区私道污水管新設工事、海田中央第2曙町地区私道污水管新設工事、海田中央第6三迫1丁目地区私道污水管新設工事、中店小学校線道路改良工事の5件、29日執行分の海田東第1寺迫地区污水管新設工事（14-1）、海田中央第3上市地区污水管新設工事（14-5）、砂走第1砂走地区污水管新設工事（14-4）、瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事の4件、合わせて9件の入札において落札業者名を特定したものでありました。

入札の結果、22日に執行いたしました5件の入札につきましては、中店小学校線道路改良工事の1件だけが談合情報どおりの入札結果であり、他の4件の入札につきましては、談合情報とは別の入札参加者が落札をいたしました。29日に執行いたしました4件の入札につきましては、海田東第1寺迫地区污水管新設工事（14-1）、砂走第1砂走地区污水管新設工事（14-4）、瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事の3件が談合情報で特定された入札参加者が落札をいたしました。

町といたしましては、入札談合に関する情報に対して競争入札の適正を確保するため、

海田町建設工事等談合情報対応マニュアルにより、事情聴取の実施や私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律並びに刑法に抵触する行為は一切行っていないとの誓約書の徴収をするとともに、入札執行時において、談合情報があったとの通報があったので、入札に関する関係法令を遵守し、厳正に入札することや、入札執行後、談合の事実が明らかと認められた場合には入札は無効となること、また契約締結後といえども、契約は無効となることなどについての注意の喚起を行い、入札を執行しました。入札執行後におきましても契約を一時保留し、工事費内訳書等の提出を求め、適正に積算がなされているかについて調査をしてまいりました。

その結果、22日に執行いたしました談合情報に関する5件の入札につきましては、談合の事実が確認できなかったため、契約の締結を行ったところであります。

また、29日に執行いたしました談合情報に関する4件の入札につきましても、談合の事実が認定できなかったため、瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事につきましては、契約の締結を行い、その他の3件につきましては工事請負契約の締結議案として本議会に提案をしておりますので、ご審議いただきますようお願いをいたします。以上でございます。

○議長（河野）以上で行政報告を終わります。

続きまして報告第2号、平成13年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（加藤）報告第2号、平成13年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書。平成13年度海田町一般会計補正予算（第3号）及び（第4号）で議決をいただきました町道3号線道路改良事業外6件の繰越明許費について、繰越計算書を調製いたしましたので、報告をいたします。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、報告第2号、平成13年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。平成13年度海田町一般会計補正予算（第3号）で議決をいただきました海田西小学校区留守家庭児童会室改修工事、同じく補正予算（第4号）で議決をいただきました町道3号線、6号線、8号線道路改良事業、海田市駅南口土地区画整理事業、海田総合公園進入路整備事業及び海田南小学校区留守家庭児童会室建設事業につきまして、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146

条第2項の規定により報告するものでございます。

繰越計算書の内容についてご説明いたします。まず、町道3号線、6号線、8号線の道路改良事業につきましては、3月議会でご説明いたしましたように、土地及び物件所有者とは既に契約を済ませておりますが、移転先の建物の完成が遅れ、当該地の工作物の移転が14年度となることに伴い、用地取得費、移転補償費の残金の支払いも14年度に行うため、3号線が1,783万4,000円、6号線が1,805万円、8号線が484万円を繰り越しました。財源につきましては、3号線が1,783万4,000円全額が一般財源、6号線は町債1,620万円、一般財源185万円、8号線は国庫支出金が252万円、一般財源が232万円でございます。

次に、海田市駅南口土地区画整理事業につきましては、国の経済対策に伴う第2次補正予算により補助金が増額となり、14年度予算予定事業を前倒しで実施することといたしました。事業が14年度にまたがることになりましたので、実施設計委託料3,130万円、用地取得費4,050万円、移転補償費1,800万円、事務費20万円、計9,000万円を繰り越すものでございます。財源につきましては、国庫支出金が4,000万円、県支出金が127万3,000円、町債が3,870万円、一般財源が1,002万7,000円でございます。

次に、海田総合公園進入路整備事業につきましては、土地及び物件所有者の契約は3月に締結いたしました。物件の移転に時間を要し、用地取得費、移転補償費の残金の支払いを14年度に行うため、用地取得費895万3,000円、移転補償費328万円、計1,223万3,000円を繰り越すものでございます。財源は町債が1,100万円、一般財源が123万3,000円でございます。

次に、海田西小学校区留守家庭児童会室改修事業につきましては12月議会で、海田南小学校区留守家庭児童会室建設工事につきましては3月議会でご説明いたしましたとおり、国の経済対策に伴う補正予算対象事業として、14年度予定事業を前倒しして実施することにいたしました。補助金の内示後の着手となり、年度内に事業が完了しないため、海田西小学校区分の工事費2,517万5,000円、備品購入費の90万2,000円、計2,607万7,000円、海田南小学校区分の工事費3,159万円を繰り越いたしました。財源につきましては、海田西小学校区分の県支出金が1,087万6,000円、一般財源が1,520万1,000円でございます。また、海田南小学校分につきましては、県支出金が1,101万3,000円、一般財源が2,057万7,000円となっております。以上で報告第2号についての説明を終わります。

○議長（河野）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま

す。桑原君。

- 4番（桑原）4番、桑原です。2点ばかり質問いたします。昨日、一般会計繰越明許費繰越計算書の差し替えが行われた。それで、なぜこういう差し替えが行われるのかその理由を、間違っただ理由。というのは、ご案内のように、繰越明許費というのは通常予算、補正予算どちらでも計上することができるわけです。13年度は当初予算は繰越明許費は計上されておられませんから、今、説明がありましたように、補正予算で計上されたことになるわけです。その補正予算どおりに計上していけばいいのに、なぜこういう過ちが起こされたのか、ちょっと経験者として不思議でかなわないのです。それがまず第1点。

それから2番目に、ご案内のように補正予算での繰越明許費の計上というのは、自治法の規則の第14条別記様式の第3号によって款、項、事業名、金額とそういうことになっていますね。それは今、説明があったとおりになんですけども、繰越明許費の計算書はこのように複雑です。だから、差し替えをこういうようになりましてと言われても、補正予算との関係で全くわからないわけです。だからその点、補正予算に合わせた繰越計算書方式的なもので訂正なされた計算書をつくっていただきたい。言っていることがわかりますか。要するに、昨日差し替えられた分は、国庫支出金、県支出金のうちで、社会教育費の事業名が海田西小学校区と海田南小学校区の建設事業、改修事業の2つだけです。それが1,489万6,000円、国庫支出金が減って県支出金の方が増えている。それだけのことなんです。これが変わったということ自体が、補正予算で載ってるわけですから、そのまま計上すればいいのに、なぜこんなミスをやったのか不思議でかなわないということ。それと、今申し上げたように、繰越計算書の内訳のとおり補正予算を3月の議会で追加分が出てます。繰越明許費の追加分を含めて書き直していただきたい。それは後で結構です。資料要求としてお願いします。

- 議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）昨日、急ぎよ今回の繰越計算書差し替えをお願いさせていただいたんですが、これは全く私どものミスでございます。単純な計算間違いでございます。申し訳ございませんでした。

- 議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告すべき

義務を町長に負わせたもので、承認案件でございませんので、報告第2号についてはこれをもって終結いたします。

続いて、報告第3号、平成13年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（加藤）報告第3号、平成13年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。平成13年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）で議決をいただきました海田町公共下水道整備事業の繰越明許費について、繰越計算書を調製しましたので報告をいたします。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）庶務課長。

○庶務課長（新浜）それでは報告第3号、平成13年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして、ご説明いたします。平成13年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）で議決をいただきました海田町公共下水道整備事業につきまして、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

繰越計算書の内容につきましてご説明いたします。海田町公共下水道整備事業のうち、瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事におきましては、3月議会でご説明いたしましたように、工事施工上支障となりました電柱の移設場所の調整に日数を要したこと等によりまして、工事を延期し、工事費の支払いが14年度になるため、2,845万円を繰り越しました。財源は町債が2,700万円、一般財源が145万円でございます。以上で報告第3号についての説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件でございませんので、報告第3号についてはこれをもって終結いたします。

続いて、報告第4号、海田町土地開発公社の経営状況説明書の提出について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（加藤）報告第4号、海田町土地開発公社の経営状況説明書の提出について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、海田町土地開発公社の経営状況について報告するものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）それでは、海田町土地開発公社の経営状況につきましてご説明いたします。お手元の土地開発公社経営状況説明書をお願いいたします。まず、平成14年度の事業計画、予算、資金計画によりご説明いたします。1ページをお願いいたします。中段の事業計画でございますが、用地買収につきまして、アの道路用地でございますが、街路事業として中店小学校線、新開蟹原線、計10件を、また次のイの海田総合公園用地として2件、次にウの福祉保健施設用地、合計13件、7,764平米を9億2,209万9,000円で買収することにしております。

2ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございますが、事業収益の公有地取得事業収益ですが、町へ売却します収益として9,183万3,000円を計上しております。次に事業外収益としましては、受取利息など14万3,000円を予定いたしております。次に支出でございますが、事業原価の公有地取得原価ですが、9,095万8,000円でございます。次に販売費及び一般管理費ですが、89万4,000円を予定しております。また予備費として10万円を予定しております。

次に、資本的収入及び支出でございますが、3ページをお願いいたします。資本的収入として今年度買収のための長期借入金9億2,237万3,000円を計上しております。次に資本的支出でございますが、公有地取得事業費として9億2,576万9,000円を予定しております。内訳でございますが、用地補償費が9億2,209万9,000円と印紙代、支払利息の合計額でございます。次に償還金でございますが、平成14年度償還する必要がある借入元本分8,754万5,000円を支出することとしており、合わせて10億1,331万4,000円を予定しております。なお、資本的支出分の不足分は、損益勘定留保資金である公有地取得原価で補てんすることとしております。続いて、第5条としまして、長期借入金の目的、限度額等を定めております。限度額は先ほどの長期借入金と同額としております。

それでは4ページをお願いいたします。資金計画でございますが、受入資金から支払資金を差し引いた1億4,494万円の資金が残る予定としております。以上、平成14年度事業計画についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成13年度の決算につきましてご説明をいたします。決算書の1ページをお願いいたします。まず、1の総括でございますが、平成13年度は、町から依頼の町道9号線道路用地の先行取得1件を行いました。また、公有地の町への売却は年賦分、一括分合わせまして5件、9,741万3,273円でございます。次に2の庶務事項でございますが、表のとおり4回の理事会を開催し、承認・可決をしております。

2ページをお願いいたします。第2の業務ですが、公有地の取得でございますが、先ほどご説明いたしましたとおり、町道9号線道路用地82.69平米を取得しております。支出額につきましては、土地代と建物の滅失による補償を合わせたものでございます。次に公有地取得事業の収益ですが、これも先ほど総括でご説明しましたとおり、5件の内訳でございます。収入額合計9,741万3,273円が町へ売却した収益でございます。

3ページをお願いいたします。借入金でございますが、期首残高の合計2億6,698万5,821円は平成12年度決算の期末残高でございます。当期増加額の5,834万8,570円は、平成13年度に取得した町道9号線分の借り入れでございます。なお、これにつきましては平成14年度に一括返済することとしております。当期減少高、これは平成13年度に返済した償還元本分でございます。期末残高につきましては2億3,314万4,340円でございます。

それでは4ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございますが、これは先ほどご説明しました公有地を町へ売却した収益と事業外収益の利息及び雑収益を表にしたものでございまして、収益的収入の決算額は9,853万6,511円となっております。なお、事業収益で87万4,000円の減額補正をしておりますのは、利息変動による利率が下がったことに伴う減額でございます。

5ページをお願いいたします。収益的収支の支出でございますが、1の事業原価の公有地売却原価は87万4,000円の減額補正をして、決算額は9,651万8,798円でございます。この原価支出は、公営企業会計などの減価償却費に当たるものでございます。なお、87万4,000円の減額補正につきましては、先ほどの収入と同様利息分の減額でございます。次に、2の販売及び一般管理費ですが、1の人件費は、公社職員の退職に伴う減額補正をしております。決算額は16万3,078円でございます。次の経費につきましては、公社理事研修を実施しなかったことに伴う減額補正をしております。決算額は12万4,269円でございます。予備費につきましても、全額減額補正を行い、決算額はゼロ円でございます。支出の決算額合計は9,680万6,145円でございます。

6 ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。まず収入でございますが、公有地取得事業借入金について、当初町から依頼分の総合公園第2期分用地及び新開蟹原線用地合わせて1億9,648万2,000円を予定しておりましたが、総合公園につきましても、1筆ごとの境界線の確定が進まなかったこと、それから新開蟹原線につきましても、事業認可が平成14年の1月になったことから、年度内の買収ができず、1億3,811万8,000円の減額補正をして、町道9号線用地としての借入金として5,834万8,570円の決算額となっております。

7 ページをお願いいたします。資本的支出の1の公用地取得事業費ですが、決算額は6,260万117円となっております。これは町道9号線用地の用地代の支払い分と、これまで借りている分の平成13年度分の支払利息の合計額でございます。次に償還金でございますが、決算額は9,219万51円でございます。これにつきましては、借入金5件分の償還元本の合計額でございます。なお、収入が支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金である公有地取得原価で補てんし、なお不足する額は翌年度以降に措置することとしております。なお、損益勘定留保資金につきましては、注意書き以下の計算書をご参照いただきたいと思います。

それでは8 ページをお願いいたします。平成13年度の海田町土地開発公社の損益計算書でございますが、これは年度期間内のすべての収益とこれに対応する費用を記載して、その期の純利益を表したものでございますが、純利益は173万366円となっております。なお、この純利益につきましては事務費と利息で占めております。

9 ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。この貸借対照表は平成14年の3月31日現在のすべての資産、負債、資本を記載したもので、資産の合計額は負債の合計額と資本の合計額を加えたものでございます。資産の部でございますが、現金、預金と公用地、合わせて3億7,832万9,472円でございます。これにつきましては付属資料の13ページに財産目録として掲げておりますので、ご参照いただきたいと思います。次に負債の部、流動負債の2,520円でございますが、これは理事報酬の所得税分の預り金でございます。次に固定負債でございますが、長期借入金の未償還高2億3,314万4,340円でございます。合わせて2億3,314万6,860円が負債の合計額でございます。

10ページをお願いいたします。次に資本の部でございますが、基本金は町の出資金200万円でございます。次に準備金でございますが、平成12年度末の準備金が1億4,145万2,246円ございまして、これに平成13年度の先ほどご説明いたしました純利益173万

366円を加え、1億4,318万2,612円が準備金合計となります。したがって、基本金と準備金を合わせた資本合計は1億4,518万2,612円となり、負債と資本の合計額は3億7,832万9,472円で、資産の合計額と同額となります。

次に11ページをお願いします。剰余金処分計算書ですが、平成13年度末の処分剰余金1億4,318万2,612円は準備金として処理することとしております。

12ページをお願いします。財産目録ですが、資産の部として現金預金と公有用地合わせて3億7,832万9,472円でございます。これは貸借対照表の資産の部と同額でございます。次の負債の部ですが、流動負債と借入金合わせて負債の部合計が2億3,314万6,860円となり、差引き1億4,518万2,612円が差引純財産となります。以上、簡単でございますが、海田町土地開発公社の経営状況につきましての説明を終わらせていただきます。なお、決算付属資料を添付しておりますので、ご参照していただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（河野）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。桑原君。

○4番（桑原）4番、桑原です。2点ばかり質問いたします。まず第1点は、かなりの現金預金があるわけですね。ペイオフ対策はどのようになさったのか、今後、15年度以降はどのようにやっていこうとなさっているのか、それがまず第1点。

それからもう一つは、区画整理事業関係ですけども、昨年12月の定例議会において成立しました13年度の一般会計の補正予算中、土木費、都市計画費、目が駅前整備費で、公有財産購入費というのが454万5,000円というのがございます。これは資料の5のページ15ですけども、ご覧になったらわかると思います。その金額は質問に対して旧後藤石油店跡地に対する開発公社への支払い分だというような説明があったのです。この件についてちょっと伺いするわけですけども、旧後藤石油店跡地は窪町ですから、私の方もよく知っていたわけですけど、所有権移転に関する売買経緯を登記簿で調べてみたわけですね。そうしますと、平成12年3月16日に売買をやっている。それは後藤フサ子さんから海田町土地開発公社に所有移転が行われています。ここにありますから、登記簿を見ればわかるわけですね。平成12年9月19日に売買によりまして海田町土地開発公社から海田町に所有権移転が行われております。このことから後藤石油店、それから土地開発公社、それから海田町との所有権移転は、登記簿上は平成12年9月19日をもって終了しているわけですね。要するに12年度で終わっているわけなんです、登記簿上は。それ

が平成13年度の12月議会で予算計上して支払われるというのは、代金決済なしに公社から海田町の所有権移転が行われたのかどうか。いろいろいきさつがあると思いますけども、登記簿上はもう済んでいるのに、12年度にはすべて終わっているのに、13年度の補正予算に上げられた理由は何でしょうかということなんです。その処理経過を説明していただきたいと思います。

それからもう1点です、これは受付年月日、受付番号とそれから原因という項目欄との関係があるかと思いますが、登記簿上によれば後藤石油店から土地開発公社への所有権移転は、平成12年3月16日の売買により行われたとみなされているわけです、先ほども申し上げましたようにね。これに対して、当該物件に対する根抵当権の抹消が12年3月30日になっているんですよ。売買契約をやる時点で根抵当が消えているかどうかも確かめないで交渉されたのかどうかね、それはちゃんとここに載っているんですから、うそを言っているわけではないんです。その辺の2点、どのような経緯で処理なされたのか、お願いいたしたいと思います。

○議長（河野） 監理課長。

○監理課長（因幡） まず、ペイオフの関係でございますが、公社の件での預金につきましては、今年の3月で定期から普通預金に切り替えております。それから今後の問題でございますが、これは全体的な問題でございますので、今の段階でどういうふうなペイオフ対策といいますか、そういうふうなことについては今しばらく時間を要するかと思います。

それから2件目の窪町の件でございますが、一応、公社で借りて買うんでございますが、一応、登記はその時点で海田町の所有権というふうになっておりますので、12月の補正予算を組みましたのは、さっきの決算の収益で説明しました分について補正予算を組んでいただいたものでございます。

次に、3番目の根抵当の関係でございますが、登記が済んで海田町になっているということで、そういうことをご理解いただければと思います。

○議長（河野） 桑原君。

○4番（桑原） ちょっと質問の趣旨と回答が食い違っているんですけどね。要は、年度が過ぎて、取り引きが登記上済んでいるのに、どうして13年度に補正予算を組んで支払うんですかということを知っているんですよ。何かいろいろあったんでしょう、それを説明してくださいと言っているわけです。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）補正予算を組みましたのは、これは公社へ支払う分の計上漏れということ聞いておりますので、その点でご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）何ですって、計上漏れ、そんなばかなことはないでしょう。補正予算を組んだのは13年度、取り引きが済んで所有権移転しているのは、12年度にすべて終わっているんですよ。おかしいじゃないですか、それ。決済も済んでいないのに所有権を移すんですかというのを聞いているんですよ。何で、漏れとか何とか言って、また変なことを言わないでくださいよ。議会での予算計上措置がおかしかったということになるでしょう。

○議長（河野）区画整理事務所長。

○区画整理事務所長（大久保）公社の買い戻し分につきましては、債務負担行為を組んで、毎年償還するというごさいます。それで、まことに申し訳ございませんが、13年度につきましては、その償還額について当初予算に計上を漏らしておりましたので、補正で対応させていただきました。申し訳ございません。

○議長（河野）ほかにございせんか。堀間君。

○7番（堀間）7番、堀間です。14ページの借入金のことなんですが、利率、金利が銀行間によって非常に差があるのはなぜですか。それと一番安いところへ借り入れし直すということは考えてらっしゃいせんか。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）利率につきましては入札という形式をとっております。そういうことで利率が決まっております。もう1点は、計上しております金利に変化がありますのは、短期と長期というのをごさいますし、それから国が年に1回ないし2回公社などが先行取得する場合、国が利率の限度額という通知を出してまいります。その時点でそれを超えずに借り入れをしているんですが、それが変動しておりますので、結果的に過去借りたものの利率が若干高いものもありますし、低いものもありますので、そういうふうにご理解いただければと思います。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）借換えの件でございすけれども、我々もう一度銀行等とも当たりまして、検討をしてまいりたいと思います。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）1ページでちょっと参考のために確認させていただきます。イ項ですね。海田総合公園の用地に10件ほど買う予定を立てておられますが、これの中には田んぼも若干入っているかと思うんですね、オートキャンプ場とかが入って。坪単価でこれは幾らぐらいになるんですか、割り算すればわかるんですけども。恐らく不動産鑑定等はおられると思うんですが、山がどのぐらいするのか、どのぐらいで買おうとしているのかなということを確認したいわけでございます。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）手元に細かな情報は持っておりませんが、山林で5,100、平米当たりですけれども、5,100ぐらいだろうと。それから田畑等、耕作田につきましては、かなりの落差がございます。正確に申し上げることはできませんけれども、1万数千円台だろうというふうに記憶しております。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第4号についてはこれをもって終結いたします。これにて諸般の報告のすべてを終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第4、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）諮問第1号、人権擁護委員の推薦について。人権擁護委員であります久保正弘さんの任期が平成14年8月31日をもって満了するため、引き続き同氏を推薦したいので、意見をお伺いするものでございます。経歴につきましては担当者から説明いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）それでは、諮問第1号、人権擁護委員の推薦について、ご説明申し上げます。人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、海田町の住民で見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者などの中から、議会の意見をお伺いして、町長が候補者を推薦し、法務大臣が委嘱す

るものでございます。

委員の職務といたしましては、人権擁護委員法第11条の規定に基づきまして、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及、応用を図ることでございます。委員の任期は3年でございます。

それでは、久保正弘さんについてご説明申し上げます。人権擁護委員であります久保正弘さんの任期が平成14年8月31日をもって任期満了となるため、引き続き推薦するものでございます。住所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、生年月日は昭和〇年〇月〇日、現在〇歳でございます。久保さんは昭和62年に人権擁護委員に就任され、5期務められ、今回の推薦は6回目でございます。人権擁護につきましては、大変深く理解され、また地域に密着した活動をされており、適任であると判断し推薦をお願いするものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。山岡君。

○14番（山岡）14番、山岡ですが、今、説明の中に、非常に長いことご苦労されてやっただけに、よくわかるんですが、年齢的な問題があるんじゃないかと。常にこの問題、年齢的な問題も過去にいろんな委員に対しても、議会の方でもいろいろと言われてきているわけですが、今回、久保さんが74、3年たてば77になるわけですね。人権擁護の問題の相談相手の対象が、年齢で言っては失礼なんですけど、ある程度若い方がそういう相談を受ける立場にあるべきではないかというふうに思うんですが、その点を町長はどういうふうに思っておられますか。お尋ねします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）久保さんの年齢のことでございますけれども、現在〇歳でございます。人権擁護委員会の人権擁護局長の方からの指導では、再任の委員についての年齢制限は75歳未満を満たしていると、こういうことでございます。これは再任でなかった場合は、新規の場合は70歳以下と、こういうことがあるわけでございますが、現在〇歳ということと、この人権擁護委員さんも随分研修等がかなり密にやられるわけございまして、法的なことの勉強が多うございますので、そういうことから指導の〇歳、75歳未満であるということと、経験を既に積んでおられるということから、再度お願いをいたしましたものでございます。以上でございます。

○議長（河野）ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより諮問第1号について採決を行います。お諮りいたします。本件は久保正弘さんを適任とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦については、久保正弘さんを適任とすることに決定をいたしました。

この際、暫時休憩をいたします。議員の皆さんは全員協議会を開催いたしますので、会議室にお集まりください。再開は追って連絡をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時16分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(河野) 休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第5、一般質問を行います。なお、本日報道関係の撮影の申し出がありましたので、これを許可しておりますので、ご了承ください。質問の通告がありますので、受付順に順次発言を許します。13番、住吉君。

○13番(住吉) 13番、住吉でございます。本日は3件ほど質問を上げております。その1番は、合併推進に向けてさらなる努力をされたいということでございます。町長は合併推進の目的を大きな問題を3項目挙げておられますが、その中で、特に広島都市圏東部の拠点として周辺地域とともに発展を目指すと申されております。全く大義名分でありまして、私もこの点に賛同するわけでございます。しかしながら、ご存じのように、議会の中にも反対がありますが、その点いかに多数の議員の賛同を得て議会で議決を諮り、合併を実現するかということにかかっておると思います。町長は一旦合併を宣言された以上は、身命を賭して目的を達成するくらいの腹を据えて取り組んでいただきたいというふうに私は思っております。そのためには、特に町民の徹底多数の賛同を得ること、そして議員を動かす、そしてまた議員の多数の賛同に結びつけることであります。また、そのため、町民及び議員に対して、このところが質問事項ですからね、何を重視して何を訴え、賛同を得るのか。

2番目は目的をどのように設定しておられるのか。ということは、今まで意見交換会

とかをやっておられましたけども、町民のおよそ何十%ぐらいを目標に説得していこうというような目標がないと、ただやみくもに説明会を開いておればいいというものではないと思うんです。しっかりした目標を定めてやっていただきたいということであります。以上のことでは、何を重視してというのと、目標をどのように定めるのかという2項目、お答えいただきたいと思います。

2番目は、学校教育の指導を的確にされたいということであります。学校教育の問題は、たびたび私は取り上げておりますけれども、広島県教育委員会は卒業証書の日付を元号に統一しました。その点で西海田中学校の卒業式では、その点は実行しておりました。しかしながら、同校の入学式における上級生の歓迎の言葉とか、新入生のそれに対するお礼の言葉では、元号と西暦を並列して読み上げました。私、考えるんですが、特に新入生のお礼の言葉等の作文は、担当教員の作文ではないかというふうに考えるわけでございます。そこに教員の意思が働いていると、そして元号と西暦の併記になったんだろうというふうに考えます。教員はそのようなことに意地を張らないで、私、12月議会で極めて細部にわたって厳しいことを申し上げました。真剣になって生徒の指導に取り組んでいるのか、指導の意欲があるのか、能力があるのかということをお願いしたんですけれども、西暦と元号の併記などにこだわるよりも、もっと子どもたちの教育に大切なことがあるだろうというふうに考えております。その点を教育委員会としてどのように指導されるのか、また、どのようにお取り組みになるのかということをお尋ねいたします。

3番目は、下水道工事等の談合情報の処理と対応についてということをお願いしておりましたが、本日は町長の行政報告にもありましたし、我々の全員協議会でも詳しく質疑をし、また適切な答弁をいただいておりますので、ここに上げました細かいことは質問をいたしません。最後にこの件については、談合情報は、火のないところに煙は立たないと思います。町長はこの点、厳しい対応をされて、談合の排除に努力されるよう、煙の立たないよう努力していただくことを要望しておきます。終わります。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）住吉議員ご質問の1点目、3点目につきましては要望でございますので、1点目につきましては私から、2点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

1点目につきましてはですが、何を重視して賛同を得るのかとのご質問につきましては、厳しい財政状況の中で、多様化、複雑化する住民ニーズにきめ細かに対応をし、住民に

身近で高度なサービスを的確に提供するため、広島市との合併により自治体の行政体制を強化するとともに、広島市東部の中心に位置する海田町の発展を軸に、安芸区全体が発展する必要があると考えております。それには、第3次海田町総合基本計画の実現が必要なことは言うまでもございません。

次に、2点目の目標をどのように設定しているのかとのご質問につきましては、これから設置をする予定の任意協議会において、行政制度の取り扱いや、合併建設計画案について、年内を目標に協議を整えたいと考えております。具体的内容が整理できましたら、議会や住民の皆様にお示しをし、合併の必要性を理解していただき、より多くの皆様の賛同を得たいと考えております。

それでは2点目につきましては、教育委員会から、3点目のご要望はありがたくいただいで努力してまいります。以上でございます。

○議長（河野）教育委員長。

○教育委員長（根石）2点目のご質問、学校教育の指導を的確にされたいについてお答えします。ご指摘のとおり、卒業証書における年号の取り扱いにつきましては、県教育委員会は元号と西暦の併記から元号のみの表記に統一いたしました。本町教育委員会もその趣旨に従い、卒業証書の様式を元号のみの表記とするよう平成13年4月1日から教育委員会規則を改正し、実施しているところでございます。

海田西中学校の入学式におきましては、在校生の歓迎の言葉、新入生のお礼の言葉という生徒会行事の中で元号と西暦との併用がされておりましたが、学校ではこれまで県の指導もあったことから、元号と西暦の併用を指導していた経緯もあり、学校現場で若干の混乱、不統一がございました。今後は、公文書の年号を元号表記に改正した趣旨を徹底させ、さらに指導してまいりたいと考えています。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）町長のご答弁、ありがとうございます。が、どうもはっきりせんのですね。何を遵守して何をやるんかと、簡単に一言でご説明いただければありがたいと思っていて期待していたんですがね。そういうことから今回、意見交換会を一応終了しましたが、行政報告にありましたように、トータルして256名の意見交換会に参加があったということでございますが、これを単純に計算してみますと、町民の118分の1ぐらい、有権者にしても86分の1ということでございます。これは、この会合の趣旨からして極めて少ないなというふうに判断せざるを得ないんですが、どうも集める努力が足りな

ったのではないかなというふうに感じます。と申しますのは、まずチラシを配っておられますよね。チラシがどうも、これを見て、これなら行ってみようかというふうな気持ちの起こるようなチラシではありませんでした。私はこの前にも、町広報、海田広報ですか、見てもらえないようなものなら紙くずだというようなことを申し上げて、多少よくなっておりますが、そんなことで、今回のチラシはこれでは行く気になるのかなというふうに感じました。それから場所、日にちについても4カ所あるんだけど、小さい文字で、該当する地域の分は大きく3倍ぐらいの文字を入れて、もしこの地域に来られなかったら、来られない人は以下ここでもやっていますよというふうなチラシをつくればよかったのではないかなという感じがいたします。細かいことは申しませんが、そういう努力が不十分であると。それから防災無線についても1回おやりになったか、1カ所で、ならないかぐらいであります。もう前日ぐらいから繰り返してやっていただければ、もっと集まるのではなかったのかなというふうに感じます。その点、どうも努力が足りないなというふうに感じます。

そこでこの部分で、結論としてお尋ねいたしますと、町長はあのような少人数で意見交換会の目的を達したというふうに思っておられるのか、もしそうでなければ、今後この種の会合をおやりになる考えがあるのかどうかということがまず1点。

それから、私は出張したりしております、3回目の西小学校区の説明会に出ておりましたが、説明が不十分で資料の棒読みではないかという厳しい指摘を受けておりました。私も全く同感であります。説明が本当に棒読みで、町民が知りたいというような事項の説明がないんですね。例えば町民の間には、合併したら都市計画税が高くなるんだという根強い不安があるわけです。そこらのところが棒読みか、ほとんどそれは説明されなかったと思うんですね、何%とか、どこかに書いてあるのを読んだか読まなかったかと、都合の悪いことは読まんのかもわかりませんが。その辺のところは具体的にかみ砕いてしっかり説明をして、例えば都市計画税は固定資産税並みにかかるかもわかりません。かかるけれども、近い将来海田町においてもこれは取らざるを得なくなるんだよということを付け加えれば、十分に納得していただけると思うんです。今、町を歩いてみたら、その点を言う人が多いんです、都市計画税が上がって、今までの固定資産税の倍ぐらいかかるのではないかと、だから合併したくないというふうなこと、そういうことを説明しないとまずいと思うんですね。

それから、財政的な優遇措置についても同様、説明不十分でありました。読んだか読

まないのかわからんのですね。

それからもう一つ、肝心なところが抜けているのではないかなと私が思うのは、税収は減る一方である、海田市駅南口の事業もあります、それからJR高架の問題もあります。これらの経費、負担金等は相当なものが出てくると思うんです。そうすると、合併しないでおって、結構そういう負担金が増えてきて、住民サービスは低下するのではないかと。中には議員さんで、議員の数が減るから住民サービスが低下するのではないかということ盛んに強調される方がいますが、その比ではない、そういう問題がどんどん出てきて、住民サービスが低下する恐れはあるわけですから、そこらもかみ砕いた説明が必要ではないかというふうに考えております。そういう意味において、10年先では大変厳しくなると思う。その10年先が見通せないようなことはないと思うんで、そこらのところもできないのかなということについて、ひとつお尋ねします。10年先の財政状況の見積もりができないのかどうか、なぜそういうことを説明しなかったのかというふうなことを2番目に、今のところでね。

それからそういうことで、今、府中の方でも中途半端な住民投票ですか、あんなことをやって、また、もますもをつくってありますがね。そこらは明確な目標を示して、明確に町民が判断できるようなことを説明し、やっておかないと、いざ合併するということになると、直前になって今のようないろんな問題が出てくると思うので、そこらをしっかり真剣に取り組んでいただきたいと。

それから、繰り返すようですが、町長は合併すると宣言されたんだから、府中とは違うんですね。府中はするかせんかわからん、住民に投票してもらって住民の意見を聞いて判断しますというんだから。うちの場合は町長が合併するっていう宣言をしたんだから、合併します、これだから私の町は合併するんだということをはっきり示してほしいと思うんです。何か文章を読んで、ぐじゃぐじゃ言っておられると、わしでもわからん。そういうことで、町長、信念と気迫を持ってこうだということ、信念を町民にぶつけてほしいというふうに思います。

そういうところがどうもないから、この間の部課長の説明も、町長よりまだ元気がないんですね。だらだらだらだら公文書を棒読みしておって、あれでは素人にはわからんですよ。議会でもあんまりだらだらして、いい答弁ができませんのですが、町民の方にあんなことをしたらわかるわけがない。そこをしっかりとっていただきたいと、思います。

どうも町長以下、町の職員には、合併に対する気後れがあるのではないかというよう

な感じを受けました。そうじゃなしに、繰り返すようですが、こうやるんだ、ぜひやるんだ、ついて来いというぐらいの信念をぶつけていただきたいと思うんです。その点を、厳しいことを言うようですが、町長はどのようにお考えになるか、今後どのように取り組んでいかれるのかについてお答え願います。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）町長は合併をするということを明確に言ったのだから、町民に対してもそのようにはっきり腹をかけて言えと、こういうことであろうかと思えますけれども、私は自分として、町民の代表である議員の皆さんの前で、自分の任期のうち、責任を持って言える間に合併をしたいということを明確に申し上げました。ただそのときに、その場合、やはり議会の皆様あるいは相手があることをございますので、そのことがやはり決まっていけないと、説明会などで明確に答えられないというところが一部あったわけをございます。まず、いずれにしてもこの合併というのは、町長が言ったからそれができるということではございませので、議会の議決をいただかなければなりませんし、またその協議には相手方の考え方、あるいは相手も議会の同意が必要であると、こういうことをございますので、そこで100%言い切れるということが、多少やはり懸念をしながら説明をしたつもりでございます。

また、先ほどから周知の方法について、いささかご指摘のように足らんのではないかということがございます。我々もそれは思いますけれども、これから次々とスケジュールに沿っていろんなことを考えておりますので、担当の方からご説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）それでは先般の説明会におきまして、非常に来る方が少なかったのではないかということで、我々もいすを200ずつ並べさせていただきましたけれども、結果的には、その4分の1から3分の1ぐらいしかお集まりがなかったというのが実情でございます。

今回は、意見交換会ということで、町長の姿勢を明らかにして、今後の取り組みについて住民の方々にご説明し、かつご意見があれば賜わるということが趣旨でございました。我々の方も、事前にたくさん来ていただきたいということで連合自治会長さんともいろいろお話をさせてもらったわけでございますが、結果としては少なかったということで、目的をなかなか達成してなかったのではないかというふうな気がしております。

今後のやり方、進め方については、もう一度考えてまいりたいというふうに思っております。

それから、10年先の財政状況の見積もりができないかというふうなご質問でございますが、合併建設計画におきましては、10年後の合併建設計画を作成するというところで、その中には広島市の財政計画を示すようになってこようかと思っております。それが明らかになった段階でご説明してまいりたいというふうに考えております。

それから、もっと具体的な内容、例えば合併したときのまちづくりはどうなるのか、それから住民サービスがどういうふうに変っていくのか、それから住民負担がどう変わっていくのか、ここらも説明会、意見交換会でもいろいろ質問が出まして、お答えしてきたところでございますが、今後広島市と任意協議会の中で合併建設計画案の作成、それから各種制度のすり合わせ等やっております。具体的に明らかになった段階では、今度は詳しい内容でもって進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野） 7番、堀間君。

○7番（堀間） 7番、堀間です。3点、質問させていただきます。まず図書の管理について。海田町の知的財産である蔵書は、図書館において大変多くの人に利用されています。しかし、近隣の自治体では図書の紛失、つまり盗難が増え、その管理に苦慮しているようです。そこで海田町の実情についてお尋ねします。平成14年3月31日現在の図書総数は幾らですか。そのうち、盗まれた図書の冊数は把握されていますか。それは図書購入費の何%に当たりますか。あるいは同じ物は補充しない方針ですか。今後の図書の管理方法をどのように考えていますか。

2点目。学校の週5日制についてお尋ねします。文部科学省が学校週5日制を実施して2カ月になりますが、教育現場において混乱は見られないでしょうか。子どもの生活スタイルに何か変化が見られますか。休みが増えた分、教師にもゆとりが増えたわけですが、教師は何をしているのか、その実態をどの程度把握しているのでしょうか。

3点目の質問。IT講習会について。平成13年度における町実施のIT講習会の開催回数及び延べ受講者数は幾らですか。その結果として特筆すべき点、または何らかの成果等がありましたか。以上、3点、お願いします。

○議長（河野） 町長。

○町長（加藤） 堀間議員のご質問につきましては、教育委員会から答弁をいたしますので、

よろしくお願いたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）3点のお尋ねをいただいております。最初に図書の管理についてでございますが、第1点目についてでございます。平成14年3月31日現在で、図書総数は88,720点でございます。次に盗難冊数についてでございますが、平成13年度分は666点、約0.7%を不明資料としております。海田町では毎年2月に町立図書館、公民館、ふるさと館、ひまわりプラザの図書資料すべて点検をいたしまして、3年間3回の点検で判明しなかった資料を紛失資料として処理をいたしております。

3点目の図書購入費に対する割合でございますが、平成13年度分で算出いたしますと5.4%となります。その多くは軽タッチの文芸書、漫画本でございます。また、補充の件でございますが、原則的には補充はいたしておりません。リクエストがあった場合に補充をいたしておるということでございます。

それから4点目の今後の管理についてでございますが、利用者のモラルの向上を図る努力を一層継続していかなければならないと思っております。町立図書館以外の4つの館は、開架図書室が無人でありまして、蔵書の管理には難点がございまして、利用手続の方法を掲示し、必ず事務室に提示していただくよう再度確認をしてみたいと思っております。

次に、学校週5日制に関してでございますが、教育現場において混乱は見られないかというお尋ねでございますが、この学校完全週5日制は、議員ご存じのように、平成4年度から第2土曜日を、平成7年度から第2・4土曜日を、そしてこの4月から、平成14年からすべての土曜日を休みといたしたという経緯がございます。これまで段階的に時間をかけ、年月をかけて実施をされたものでございますので、スムーズに移行が進んだものというふうに考えております。

次に、2点目の子どもの生活スタイルの変化についてのお尋ねでございますが、先ほども述べましたように、長い時間をかけて実施をしてみたいものでございますので、子どもの生活に大きな変化はないというふうに考えますが、土曜日の休みにおいては、受け皿としての地域や公共施設の開放、講座の設置が求められてきたということもございます。そういう意味では、児童・生徒を取り巻く行政、地域、学校の意識が変わってきたということは言えるのではないかと考えております。

次に、3点目の休みとなった土曜日に教師は何をしているのかというお尋ねござい

ますが、休みになった土曜日は勤務を要しない日ということでございますので、細部にわたっての把握はいたしておりませんが、多くの先生方は学校週5日制になり、日々の教育活動が非常に過密になったというような点もございまして、また新しい教育課程の全面実施ということもございまして、授業改善や工夫を行うために、平素できないことを、あるいはこの休日に準備をしたりする時間に充てているようなこともありましょし、また中学校等におきましては、県大会に向けてのクラブ指導に当たるということもございまして、大会が済むまでは、これは力を入れなければいけないというような先生方の思いもあるようでございます。

次に、IT講習会についてでございますが、平成13年度に実施いたしましたIT講習会は98講座、受講者数は1,100人でございました。受講者のほとんどが初めてパソコンの操作を学習された方でしたが、アンケート調査によりますと、大変わかりやすく楽しかったという感想に加えて、他のパソコン講座も受講したいという方がほとんどでございました。IT講習会の成果でございますが、パソコンは難しいと、こういう固定観念を変えることができたのが一番大きな成果だと思っております。パソコンに触れる機会のなかった人たちがIT社会に対応できる技術の習得の第一歩を踏み出し、メールの送受信の楽しさを体験したり、さらにインターネットの活用によって多様な情報を得ることができるようになったものというふうに思っております。また、ひまわりプラザで実施しておりますパソコン講座の受講へと継続した学習に発展しておりまして、町民の皆さんの知識や技能は着実に向上しているものだというふうに理解をいたしております。

○議長（河野）堀間君。

○7番（堀間）再質問いたします。まず図書の管理ですが、666点紛失、0.7%ですからわずかと言えはわずかですが、やはり気持ちのいいものではない。紛失というか盗まれたと解釈しまして、1年前、公民館やその他で盗難が続いたことがございまして、それ以後、セキュリティーは強化されていると思います。仮に図書館内ですけれども、その中に防犯カメラは設置されたんですかね。もし設置されているのであれば、その防犯カメラをもっと増やす予定はないでしょうか。もう1点は、盗む現場と言ったらおかしいんですが、そういうことを目にされたことはありましたでしょうか。

次に学校週5日制ですけれど、やはり父兄の皆さんが心配しているのは学力が落ちることです。学校の先生が勤務を要しない日ということで、いろいろされるのは

いいんですけども、実際今後、子どもたちの学力が落ちたかどうかをどういうところで結果としてとらえていかれるのでしょうか。

次、IT講習ですけども、この受講者数は皆町内の人でしたか。年齢別、男女別統計は出ておりますか。以上。

○議長（河野）社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木） それでは、まず最初に、図書館の管理についてでございますけれども、ただいま防犯カメラを設置しておりますのは、ふるさと館とひまわりプラザ、この2館でございます。公民館については防犯カメラは設置しておりません。紛失した資料の数を統計とってみますと、やはり公民館のように無人であり、しかもそうしたものが装備してない施設においては、紛失する率は高くなっております。今後、この防犯カメラについてでございますけれども、私どももよくそうした防犯カメラのついた施設で図書を利用しようとした場合は、やはり嫌な感じがするんですね。何か見られているようで、事務室で全部チェックがかかっているようで、どの資料を手に入れているかというふうな状況までわかりますので、利用者のそうした快く使っていただくという面では、防犯カメラというのはややマイナスの要素があるかなという判断をしております。が、今のように、図書の紛失にかかわる部分では、やはり効果はあると思っております。また、これは検討させてみてください。

それから、その資料を持ち出している現場を見たことがあるかということなんですけれども、現場を見たことはございませんが、ふるさと館が開館しました当初に、清掃職員がどうも不審な行動をされる利用者がございますということを申し出まして、しばらく様子を見ておりました。この折には、まだ防犯カメラが設置されてない時期でございましたけれども、来られるときにはかばんが空の状態でありながら、帰られるときにどうも物が入っているようだということで、その方が館外に出られたときに職員が声をかけまして状況を尋ねましたら、素直に自分が無断で持ち出しておられた資料をお返しになったということが1件ございました。そのほかについては、現場についての発見はしておりません。が、返却ポストを設けておるところでは、今度は返却処理をしたときに、カードを使って持ち出しをしていない図書が返されているという状況はございます。そういう状況はございますけど、現場というのは、ふるさと館でそういう状況があったという1件のみでございます。

それからIT講習のことでございますが、年齢層につきまして集計をしてみました。

そうしましたところ、一番多かったのは50歳代の女性でございます。30%が50歳代、60代が20%、40代が20%、この40代、50代、60代で70%を占める割合でございました。受講者の男女比でございますが、数字まで出しておりませんが、やはり女性の方が受講率は高かったと思います。以上です。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）再質問2点目の学力に関することでございます。学力をどのように見ていくかということが1つ大事なことではないかというご指摘でございます。そのとおりでございますが、広島県で、この6月25日に、全県的に同一の問題でもって学習状況の定着を調べると申しますか、基礎学力の定着状況を調査する、そういう状況調査がございます。これは希望するしないにかかわらず、もう学年が指定されておまして、そこで調査に参加するような形になっております。語学、英語につきましては、聞き取り調査というのが、これは希望で加わるかどうかというのが入っておりますが、小学校では国語、算数、中学校では数学、国語、英語、ここらあたりが対象になっております。ここらを国の方でも言っておりますが、継続して何回かやっていく中で、学力の定着度、あるいはそれが低下しているか、あるいは標準に達しているかどうかというのは、ある程度見えるだろうと思いますが、そういうふうな方向で国の方もやるようにと示しておりますので、広島県もそれに応じて行われていると、それに応じて我々も参加していくということでございます。その資料をまた生かしながら、もしレベルがそれより下がっておれば、それについて余分に力を入れていかなければいけないということは出てくると思います。

ただこれから、今、学校でそれぞれ取り組んでいるわけでございますが、今、広島県ではシラバスという言葉が流行しております。いわゆる指導計画に評価計画が載ったものというものでございますが、これを各教科、各学年、すべてのものについてそういうものをつくっていかうということで、町内の学校でも、すべて取り組んでおりますが、その中に評価の基準もある程度盛り込んでいかなければいけないということになりますので、これは一遍になかなかいきませんので、実践をしながらより充実したものにしていくということにしておりますが、そういうことでもって学力の心配を、基準を明確にしながら取り組んでいく。しかしながら、何と云ってもその指導者の力量というのが大きな力でございますので、教育委員会としては先生方の研修、とりわけ教育センターでありますとか、そういう公的なあるいは私的なものも含めまして、あらゆる研修に参加

していただきながら技量を高めていただくということについて、大いに力を入れているところでございます。

○議長（河野）堀間君。

○7番（堀間）再々質問させてください。図書の方ですが、ビデオも図書に入っていますよね。その一部となっておりますから、ビデオもどうでしょう、紛失がありましたか。それと、ITの方ですけれども、1,100人の受講者がいらっしゃるということですが、パソコンが不足しているようなことはございませんか。

○議長（河野）社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木）ビデオについても何点かは紛失をしております。それからITの関係でございますけれど、最初の質問の中に、町外者の受講者がありましたかというご質問の答弁を忘れておりました。町外の方につきましては、広島市がややこのIT講習の開始が遅かったものですから、近隣の船越町の方からは申し込みがあったんですが、これは全国全市町で展開する事業でございます、やがて広島市の方でもIT講習会は開催されますのでということでお断りをしました。ですけれど、公民館を会場にしておりました関係で、公民館の講座生になっていらっしゃる方は、この近隣の方でも受講をされた方がございます。

パソコンの台数でございます。これは全講座全席満席になりましたら、1,300人の対象の98講座でございます。それで1,100人ですから、夏の一番暑い時期とそれから12月、1月の寒い昼の時間の非常に短い時期、ここに空席がございましたけれども、あとは満席でございます。まだ受けてない方がいらっしゃるのではないかとのご心配だと思っておりますが、14年度もIT講習会は両公民館で実施をしております。まだの方は14年度に受講されるように呼びかけをしております。

○議長（河野）14番、山岡君。

○14番（山岡）14番、山岡でございますが、3点ほど質問をさせていただきます。最初に教育についてお願いをいたします。学校5日制の実施に伴い、2カ月間が過ぎましたが、学校、家庭、地域において、自から学ぶ意欲と学校が指導する教育力が今、子どもに求められています。学校以外での学習、地域社会での活動が注目されておりますが、海田町教育フォーラムのシンポジウムが開催されましたが、PTAからも大した質問もないままに終わり、形式的な会であったと思います。次のことについて海田町教育委員会に問うものでございます。

1、教育要覧に月1回の情報交換、地域対策、活動状況とあるが、学校週5日制になり、小学校、中学校において児童・生徒に今までと変化はないかをお尋ねをいたします。

次に、各施設での土曜日の活用、学校開放など地域の要望に応じておりますが、学校図書の利用状況について具体的にお尋ねをいたします。次に、夏休み中の先生のクラブ活動、補習等、個人差があると思いますが、長期間の間の生徒指導、校外指導の取り組みについてお尋ねをいたします。

次に、自治会、地域において、ボランティア活動、海田町生涯学習と連携しての青少年の健全育成、3月の議会でも質問しましたが、塾、クラブ活動の実態調査などアンケート調査をすべきでないかと思いますが、いかがですか、お尋ねをしたいと思います。

2点目の合併についてでございますが、合併問題が各自治体で活発に論議されております。海田町においても、5月末より各学校区で説明会があり、広島市との合併は他町村より早くから話題になりながら、今、改めて議論される、平成17年3月の特例期間までにと、広島県では積極的に取り組んでいるが、過去にも合併の資料を配布されておりますが、今回も各戸に検討資料の配布をされた。広島市から強い要請のときは、合併の条件もあり、海田町に多額の投資の計画が示されていましたが、今では何もない吸収合併となるが、町長は、海田町は広島市に何を望み、どのような形で町民に理解を求めるか次の点についてお尋ねをいたします。

町長は、町民に合併するために海田町の将来について、財政的、基盤整備事業、高齢福祉など一番重点に置くのは何か、具体的に答えてください。次に、安芸区には区民センターをはじめ各施設がそろっておりますが、海田町が合併した場合、何か目玉となる施設を考えているのか、町長のお考えを問うものでございます。次に、前議会でも質問しておりますが、職員組合のない海田町の職員は待遇問題などでいつどのときから、どのように協議をしながらやっていくのか、説明と理解を得るのかをお尋ねをいたします。次に、今回の各小学校区の説明会によって、町民の合併に対する反応を踏まえて、次はどのような形で議論するのか、47自治会を二、三の自治会に分けて意見、要望を聞くようにしたらどうか、町長に問うものでございます。次に、説明会以後、合併の任意協議会、法定協議会の進め方について、広島市からいつごろをめどに話し合いをされているのかをお尋ねをいたします。

3点目でございますが、連続立体事業と駅南口の区画整理についてをお尋ねいたします。3月に説明会があり、県では事業を本格的に始めるための測量を開始されました。

関係地権者は個別の話し合いのないままに払い等がなされておるので、毎日のように役場に問い合わせに来られております。県の事業とはいえ、海田町の役場の対応について次の点をお尋ねいたします。

1、連続立体事業について、海田町でできる、明確に関係者に理解しやすい相談窓口を開設をしたらどうかと思いますがいかがでしょうか。

次に、代替地の斡旋はすべて金銭とありますが、用地買収には役所の世話でないとスムーズにいかないのではないかと、開発公社の活用はどのようにするのかをお尋ねをしたいと思います。

3、区画整理事業の審議会づくりが延々となり、いまだにできていないが、事業を進めるためには、一日も早く結成しないと前に進まなくなりますが、先ほどの町政の行政質問の中にありましたが、本当にこれでやっていけるのかどうか、再度、町長の考えを聞くものでございます。

次に4、合併を公表されて、一部の地権者は区画事業は広島市に頼み、都市計画基盤の早期実現、合併特例債をゆだねるのではないかとというふうな話がありますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

5、JR高架事業、駅南口区画整理事業にあわせて、海田市駅に快速電車の停車をと、商工会、通勤通学等の利用者からの要望が多数あります。再度、海田町として陳情してはどうかと思いますが、町長にやる考えがあるかないかをお尋ねいたします。

6、町内の清掃とJR構内の美化について、何度か都市整備課にお願いをしているが、いまだ改善はない。公共の施設に看板、ポスターなどがはらんしているが、これら違反しているのに対して、海田町はなぜ放任しているのか、町としての厳しい取り締まりをされないのかを問うものでございます。

次に7番としまして、JR敷地内にあった自転車置場がシルバーに移管されています。JRとの契約変更されたのか、以前と違った変化があるか、今後どのようなようになるかをお尋ねをいたします。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）山岡議員ご質問の2点目、3点目につきましては私から、1点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。合併についてのご質問にお答えしますが、まず1点目の海田町の将来として一番重点を置くものは何かとのお尋ねでございますが、ご承知のとおり、本町の将来像は第3次海田町総合基本計画に掲げているところであり、

一つ一つの事業が「人と地域が輝く『ひまわりのまち・海田』」を実現していくための事業でございます。したがって、何に重点を置くというよりも、住民の皆様へ合併して本当によかったと喜んでいただけるまちづくりの実現に向け、今後広島市との行政制度の取り扱いや合併建設計画案の協議の場で反映させるよう努力してまいりたいと考えております。あえて申し上げますと、ハード面では安芸区と一体となって拠点性を発揮するための連続立体交差事業や、駅南口の土地区画整理事業の推進、道路の整備、スポーツセンターの建設、さらには少子・高齢化に対応した福祉施設の充実、ソフト面では海田らしさを残していくため、独自の活動を行っておられる各種団体のあり方をどうしていくのかなど、考えているところでございます。

次に、2点目の海田町が合併した場合の目玉となる施設についてでございますが、第3次海田町総合基本計画を基本に考えるわけですが、具体の事業内容につきましては、任意協議会で策定する予定の合併建設計画案の中で明らかになってくることと思っております。合併によって安芸地区に必要な事業があるのではないかという観点から、安芸区とも別途に協議の場を持つこととしております。

次に、3点目の職員の待遇に関する説明についてでございますが、広島市との合併に当たり、職員の身分取扱については、市町村の合併の特例に関する法律により、引続き合併市町村の職員としてその身分を保有するよう措置しなければならない旨、規定をしております。しかし、職員の身分取扱、給与、配置等については、職員にとっては重大な問題であり、町としても重要な案件であると認識をいたしております。今後、広島市との合併に関する任意協議会が設置された後、職員の処遇について具体的に協議を進めてまいりたいと考えております。また、任意協議会において職員に関する処遇問題の協議が整った後、説明会等を行い、職員への情報提供を図りながら不安解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の47自治会を二、三の自治会単位で分けて、意見、要望などを聞くようにしたらどうかのご質問につきましては、今回の住民意見交換会に先立ち、自治会連合会に対して説明会のやり方、進め方について協議をいたしました。各自治会には要望があれば個別にでもご意見をいただく場を設ける旨を伝えており、要望があれば対応していきたいと考えております。なお、住民の皆様に対しましては、広域行政推進課に相談窓口を設置するとともに、ホームページ上にご意見欄を開設し、住民の皆様へ意見をいただける場の提供をしているところでございます。

次に、5点目の説明会以後の合併に関する任意協議会、法定協議会の進め方につきましては、本町の目標として、6月中に広島市へ合併に関する任意協議会の設立の申し入れをし、年内を目標に協議を整えたいと考えております。その後、協議した具体的内容につきましては、議会や住民の皆様にお示しをし、説明会を開催する予定としております。その協議の内容を踏まえて法定協議会の設立に向けて進みたいと考えております。

続きまして、連立事業と駅南口区画整理についてのご質問にお答えします。まず第1点目の相談窓口の開設についてでございますが、連続立体交差事業についての地元説明会は去る3月25日に海田勤労青少年体育館で、26日には海田公民館で行われたところでございます。以後、広島地域事務所の東部連続立体交差事業所及び県土地開発公社の職員が地元に入り、物件調査や用地測量等の事業に着手しておられます。町としても都市整備課が窓口となって住民の皆さんのご相談に応じることともに、県との連絡調整などを行っているところでございますが、町単独で新たに担当の部署を設けるところまでは考えておりません。今後とも県と協議をし、住民の皆様の要望に対応できるよう努めてまいります。

次に、2点目の用地買収と開発公社の活用についてでございますが、町といたしましても情報提供等、できる限りのご協力ができるよう努めていきたいと考えております。町の土地開発公社の活用についてですが、既に県の土地開発公社が県の依頼を受けて、事業用地の取得に当たっておられ、町の土地開発公社を活用する予定は現在のところございません。また、代替地の先行取得については、被買収者と代替地提供者が合意しておられる場合に、県の土地開発公社が先行取得することがあると伺っております。

次に、3点目の土地区画整理審議会についてでございますが、行政報告で申し上げましたとおり、当初の予定を約1年延期しておりましたが、7月初旬には選挙の公告を行い、10月には選挙を実施するよう準備を進めているところでございます。ご協力賜りますようよろしくお願いをいたします。

次に、4点目の区画整理事業を合併特例債にゆだねるのかとのご質問につきましては、この事業は東部の拠点整備の重要課題の一つでございますので、合併特例債の対象事業として協議していきたいと考えております。

次に、5点目の快速電車の停車の陳情についてでございますが、これまでも再三再四JRに陳情しております。また、例年、広島広域行政圏協議会の要望事項の一つとして、県知事と県議会議長との連名で行われる広島県内JR線の整備充実強化等の要望の中に

加えていただいたりもしましたが、いずれも停車は難しいという回答をいただいております。

次に、6点目、7点目のご質問についてでございますが、JR管理に係る工作物等の問題については、以前より適正に対処されるよう要望しており、修繕を要する箇所については、近々着手するとの回答を受けております。公共の施設におけるポスターなどの取り締まりについては、業者を厳しく注意するとともに、撤収を含めた対応をしておりますが、なかなか成果が上がらず苦慮をしているところでございます。引続きポスター等のはんらんを防ぐため、対応を強化してまいりたいと考えております。

次に、JR敷地内の駐輪敷地は、以前より契約に基づくものではなく、黙認していただいた上での使用でございます。このたび町が駐輪場の運営主体となったことから、JR西日本に、他の敷地を含め従前どおりの無償貸借を申し入れましたが、有料使用しかできないとのことでございました。このことから、駅北口の町有地を駐輪場として活用することになりました。駐輪スペースについては現況での対応で可能であると考えており、現在のところ借用は考えておりません。なお、北口の進入路バリケードについては、駐輪場の変更に伴う当面の措置として行ったものです。JRとしては今年度、駐車場として整備するとのことで、町としましては早く整備されるよう要望しているところでございます。それでは、1点目につきましては教育委員会から答弁をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）教育について4点のご質問をいただいておりますので、答弁させていただきます。1点目の完全学校週5日制になって児童・生徒は今までと変化はないかというお尋ねでございます。先ほど、堀間議員にもお答えいたしておりますとおり、長い期間をかけて実施をいたし、スムーズに移行したというふうにとらえておりますので、児童・生徒に大きな変化はないものと考えております。

次に、2点目の各施設での土曜日の利用状況についてでございますが、5月18日の土曜日の過ごし方について、本町の小学校4年生から中学校3年生を対象にアンケート調査を行いました結果によりますと、公民館や学校等の施設を利用した児童・生徒数は、公民館へ55人、町立図書館へ49人、学校の図書館へ47人、ひまわりプラザへ42人の順となっております。

次に、3点目の夏休み中の先生の生徒指導、あるいは校外指導の取り組みについてお

尋ねてございますが、例年の取り組みといたしまして、教職員の生徒指導部、PTAの生活指導部を中心に、熊野神社の夏越祭りでありますとか、フェスタひまわりなどの夏季休業中の町内行事が催される会場周辺の巡視を行う予定にしております。また、海田地区校外生活指導連盟の取り組みといたしまして、管内の中学・高校の生徒指導担当者及び海田警察署の少年補導員によって、ゲームセンターや大型小売店等の巡視を行うなど、児童・生徒の問題行動の未然防止に取り組んでまいります。また、各学校の学級担任による家庭訪問を実施するなど、夏休み中の児童・生徒の生活指導については取り組んでまいります。

次に、4点目の塾・クラブ活動のアンケート調査を行う考えはということでございますが、教育委員会といたしましても、完全学校週5日制に伴う児童・生徒の生活実態を把握しますことは必要と考えております。今後、調査の機会をとらえながら実態を把握し、その結果に基づいて施策の展開をしてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡）それでは再質問をさせていただきますが、最初に教育問題ですが、私が先ほど申しましたように、教育フォーラムの内容も含めて、私も会場へは行ってみましたが、思ったほど人が入ってない。前の方はがらがらという状態でして、その今のコーディネーターと申しますか、それぞれの皆さんの意見を聞きましても、今までしなくてはいけない当たり前のことを壇上で一応公表されたと、発表されたというぐらいにしか私としては受けてないんです。ですから、今回のシンポジウムをされての、今の教育長の答弁の中には、かなり移行がスムーズにいったということなんですが、フォーラムに参加された、例えば教育委員会、学校、PTA、恐らく名前を全部把握しておられると思うのですが、どのぐらいの方が何人出席されたか、お答えをいただきたいと思います。

次に、公民館とか図書館の利用の問題を、今、教育長は数字を挙げて出されましたが、この数字が学校のクラスの約1クラスぐらいしか、海田町の学生の生徒・児童の1クラスぐらいが各所へ行ったぐらいしかないんですね。いかに奨励ができてないか、教育を徹底してないか、そういう土曜の休みの活用ができてないと思うんですが、その点について教育長、お願いいたします。

それから、フェスタひまわりの問題とか校外活動の指導教育というのは、今までもずっと夏祭りとかフェスタひまわりというのは、恒例になってやっておられる仕事なんで

すよ。それを今からプラスアルファでどういうふうに教育委員会が取り組んでもらうかということをお尋ねしてみたいと思います。

次に、ボランティアで人材バンクというのを先ほどの議会でいろいろ答弁をいただいておりますが、地域でその人材バンクの登録をしていただいていると思うんですが、現在、海田町の小・中学校、教育関係で人材バンクの登録をされている人が何人で、わかれば主にどういう方、例えば企業の経験者とか学校教育者とか、わかればお願いをしたいと思います。教育委員会の方は、一応その点2つをお願いしたいと思います。

次に、合併問題でございますが、町長、いろいろと第3次基本計画によって住民の皆さんに対応したい、これは当たり前のことなんですね。今までも常にそういうことは言われてこられているわけです。しかし任期中に、先ほどの答弁の中にありました、任期中にしたいということで、任期はあと2年ないんですね。その中で現在の町長のやっておられる、海田町がやっておられる地域の懇親会とか自治会を通じての要望とか、任期中にそれができるのか。私は合併に対しては昔から、早くから関心を持って、いち早く広島市と合併したいという信念をもって今日まで議会活動を進めてまいりましたが、よその町村は地方分権の推進のもとに、この二、三年でぱたぱたと合併問題が、86町村が17に、広島県は枠組みをつくってやったということになっとるんですが、海田町は先日配布された中でも、過去何十年間の歴史があるんですよ、合併に対しては。それに対して、特別室をつくったり、助役付参事をつくったり、広島市との検討会をやられたり、事務的レベルというのはすごいこと、よその町村と比べたらかなり進んでいると。それだけの経緯がありながら、まだ懇親会なり懇談会が地域でも行われていない。今回の府中町の住民投票を含めて、府中町は住民投票をする前に単独市政をするということで、町長みずから28カ所か9カ所を座談会としてどろどろどろどろ町内を回って、いろんな意見のもとで今回住民投票にこぎつけたという経緯がある。

海田町が、合併特例法が平成17年3月ですか、これは国や県が出している制度の3年間というのがあるんです。果たして町長、2年間で十分町民が満足できる合併ができるか、その点についてもう一度はっきりいただきたいと思います。遅れついでに3年になってもいいんです。どちらにしても合併するなら2年でも3年になってもいいけど、その中身が町民、住民が納得できる合併を進めることを町長自からやっていただきたい。

先般も下蒲刈の方へ行ってみまして、町のある課の方のところへ回って調べてみたんです、合併の問題で。下蒲刈町は安芸郡でも一番小さな町で、人口も少ない。しかしな

がら、整備とか町の道路とかいうのは、本当、広島県下、全国に出しても恥ずかしくない整備をしておられる。町長の竹内さんがすごいリーダーシップをとって、議会でも町民でも文句を言わさんと、来年4月には絶対するんだということで、町民もその気になっとなってますね。そこまで町長、わしはやってもらいたいと思うんです、2年間でやるんなら。3年もあるんですが、そこらの点をちょっとお願いしたいと思います。

自治会の連合会での要望は聞いとるよということで、町長、今、答弁がありました、そしたら、自治会長さんが地域の方を集めて総会なり懇親会で、実際この合併問題を審議をしたり説明をしとるかというたら、いろんな資料はもらっていても見とらんのですよ。ですからもう一つ私のところの稲荷町でも、この21日に長寿会の方のところ合併の話をしてくれと、長寿会の会長さんが申し入れがあったわけですが、そういう細かい地域での説明なり納得をするようにしたらどうかというふうに思うんですが、町長、改めて、もう一度そこらの点についてお願いをしてみたいと思うんですが、どうでしょうか。考え方が変わるかどうか。とにかく2年でやるかどうかということについて、ちょっと答弁をお願いいたします。

次に、駅前の開発の問題でございますが、長年の懸案である連続立体交差の問題は、我々も一日も早く完成できるというのを望んで、先日もようやく海田地区の海田駅を中心とした連続立体交差の事業が動き出したと新聞報道がありまして、先ほどの質問にもありますように、地域の方が移転なり移動なり、この地区から離れなければならない。その代替地の問題で非常に皆さんが悩んでおられる。その問題を何が何でも町が窓口になって、親身になってこの問題を解決する。そして私は、以前にも議会で述べたと思いますが、町の財産をなげうってでも地元の住民の方に、例えば中店地区、上市地区でしたら保健センターとか、あそこに青少年、社協がありますね、あの地区一画でも集約をすることを考えて、代替地の用地にするような大きな観点から地元の町民に喜んでもらえる計画ができないものか。そうすれば大きくものが前進すると思うんですよ。財産をしっかり持って市に合併しても、120万人の中の3万人が持っていったものは、恐らくどこにあるのかというぐらいしかないと思うんですよ。その点について町長、思い切った施策、第3次基本計画というのは何遍も我々も読ませてもらったり、町の考えはわかるんですが、あと3年しかない、2年しかない現時点において、いかにするべきかと、これも大きな決断が迫られていると思うんですが、その点について町長の真意のほどをお願いいたします。

そして、駅前のポスターとかJRの用地の問題を一般質問で出しておりますけれども、実際に皆さんも町の玄関であるJRの駅が、中心とした新町、稲荷町の地域が、本当に美しい町である海田町に降りてすっきりすることがあるかないか。先般も中国新聞の投稿にも載っておりますけど、地域が何か寂しいと、もう少しいい町になってほしいという要望が中国新聞の投稿に載っております。それらを見て、我々にも責任の一端があるが、町を挙げて地域の発展と地域の美化、要望に応えるべきではないかと思うんですが、連続立体交差は、駅前地区の方にしましても、また船越、堀越地区の方についても長年の夢なんですね。二十何カ所の踏み切りがなくなる。ぜひ国鉄に、県を通じてとか何とかではなしに、積極的にできるものは全部やっていきたいと、それぐらいの決意で町長、ひとつやっていただきたいと思いますがどうでしょうか。その点についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

それと職員の、ちょっと前後しますけど、給料の問題、ラスパイレスというものがありますね。以前からいろいろと給料の、広島市が何ぼで海田町が何ぼということがありますが、それについて現在のラスパイレスの数値が幾らか、あわせてちょっとお願いしたいと思います。

○議長（河野） 教育部長。

○教育部長（山本） 教育委員会関係数点の再質問にお答えをいたします。まず1点目の先般実施いたしました週5日制に伴います教育フォーラムの参加者でございますけども、250名でございます。当初教育委員会が想定しておりました人数からいいますと少し寂しかったなというふうに我々も考えております。そうした参加された方のいろんな分野の内訳でございますが、これはそれぞれお名前等をとっておりませんので把握しておりませんが、案内を配らせていただいた保護者の方、学校関係者あるいは地域の関係者、そういう町内の方、いろいろな方にお出でいただいたものというふうに思っております。そうした中で、このフォーラムについては完全週5日制になる中で、地域、保護者、学校それぞれが今後何をしたいかというのを、それぞれの立場で意見交換をするという目的でやっております。すぐその成果があらわれるというものではなかろうかと思っております。そういった意味では、こうした啓発を行ったということで、今後徐々にそういった効果があらわれてくるものというふうに期待をいたしておるものでございます。

それから、2点目の公民館等、週5日制実施後の土曜日と、そういう公共施設の利用

が少ないのではないかとのご指摘でございます。今回、町といたしましてもいろんな公共施設でいろんなメニューを用意いたしまして、受入体制、そういったソフトづくりも含めてやっております。考えようによれば、子どもたちは一番望んでいるのは土曜日をゆっくり家で過ごしたいというのが本音のところもあろうかと思えます。また我々としてもいろんなメニューは用意したんですけども、そういった部分でPR不足等があって、利用が少ないのかなというところも反省事項としてとらえておまして、今後、全施設の方で今回の新しいソフトメニュー等について課題を整理しながら、再度どういふふうな形でPRしていくかということを前向きな考え方で検討していく必要があるかというふうに考えております。

それから人材バンクの登録でございますが、現在のところ、全部でいろんな分野の方でございますが、200名の登録をいただいております。そのうち学校の先生方につきましては、現在のところ13名の方に登録をいただいております。この点につきましては先般の校長会等を通じまして、もっといろんな先生方、いろんな知識とかそういったものをお持ちでございますので、積極的に登録をしていただくよう校長先生方を通じましてお願いをしたところでございます。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）夏季休業中における生徒指導上の対応について新たなものはないかというお尋ねでございます。生徒指導上の問題につきましては、これは繰り返し指導するということが非常に大事なことでございます。基本的には例年と大差ございませんが、きめ細かに連携をとりながら、関係諸団体と連携をとりながら、また我々もそういうところと連携をしながら、ともにそういう点を細かに取り組んでいくというようなことで、例年と大差ない取り組みになろうかと思えますが、繰り返しの実践で対応してまいりたいと思っております。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）合併問題について、町長が言う任期中ということになると、2年しかないじゃないかと、任期中にそれができるのかという、1つ、今までの質問であったと思いますが、これはご承知のように、既に海田町は広島市と合併問題の検討会を設置しまして、行政比較等をやってまいりました。そのものについては既に町民の皆さん方へお流したり、議員の皆さんにも検討内容をお知らせしたりしてやってきたところでございますけれども、その後も一応検討会は終わりましたけれども、研究会として現在も引続い

て勉強会をやっております。そういう中で、いろいろと市とそういう勉強はいたしておりますので、今から、一から出るということではございませんので、当然これは皆様方のご協力をいただかねばならんことでございますけれども、私はでき得ると、こういうふうに思っております。

また、自治会等へ出向いて説明をしろと、こういうことでございます。先ほど申し上げたように、自治会長さんのもとの、これまでどういう方法で説明会を、意見交換会をやったらいかがだろうかというようなご相談を申し上げて、第1回をやったわけでございますけれども、また今後も自治会長さん等とご相談しながら、できるだけ出向いて行って説明をしてまいりたいと、こういうふうに考えております。それと、事業を進めるについても、財調などを持っておらずにどんどんやることはやっていけど、こういうことであつたと思ひますけれど、同然私も合併までにできることはやれと、できないものについてもできるだけ手をつけておくと、もう事業に取りかかっておくと、そうしてどうしてもできないものについては、また任意協議会あるいは審議会等の中へ持ち込んで協議をしていくと、こういうことを指示はいたしております。

それから、駅前ポスターにつきまして、あるいは職員の処遇等につきましては、担当の方から答弁をさせますのでお願いいたします。

○議長（河野）建設部長。

○建設部長（池の本）駅前等の用地取得に関する代替の相談についてでございますけれども、先ほど町長が答弁いたしましたように、県と県土地開発公社の方が具体になっておられるわけですが、地元といたしましても、地域の皆さんの道案内をしたり、あるいは個別に私どもの方へ相談に来られることにつきましてはご相談に乗っております。引き続きこの相談窓口を拡充しながら、住民の皆さんのご心配には対応していくようにしたいと思います。それで、この相談窓口が役場の都市整備にあるんだよということにつきましては、玄関の方にでも張り出して、これはご案内を差し上げたいというふうに思っております。

それから、先ほど町長の方からお答えになりましたけれども、できるだけできることはやっておけ、手をつけておけというようなご指示に基づきまして、私どももできるだけ区画整理等につきまして、地元の皆さんのご協力、参加をいただきながら、いいまちづくり、将来につながるまちづくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。ぜひご協力を賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉） 駅北口、新町、稲荷町地域のことにつきまして、ご答弁申し上げます。駅北口方面の地域の発展と美化についてお答えいたします。美化につきましてはJR等に協議の上、美化に努めるとともに、発展につきましては、この北口の地区の基幹となる街路であります青崎中店線、あるいは交通結節点であります北口の広場につきましても、平成26年、27年の予定でございますが、極力この計画に沿って整備されるよう努力していきたいとともに、また北口には、JR残地が7,000平方メートルという膨大な土地も残ってまいりますので、商業活性の面でもこの利用活用が重要な問題となっておりますので、その活用も含めて北口関係の発展について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保） 本町のラスパイレス指数のお尋ねでございますが、本町のラスパイレス指数は現在94.6でございます。広島市につきましては103.1になっております。

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡） それでは再々質問させていただきます。今、教育問題も、かなり人材バンクの登用なんかを含めて活動されているんですが、バンクに200名、その人に活用していただく場の提供、これ、教育長はどういうようなことを考えておってですか。ただ登録しとってもらっても活用せんかったら意味がない。年に何回とか、200人が満遍にそういう活動の場が与えられんと、登録はしとってもらっても仕事がないということなんですが、その計画について教育長、お願いします。

それと、先生が53名、これは海田町の教員で53名おられるんか、海田町以外の教員であっても53名かどうか。そして、その活用の問題も、恐らく登録してもらっても何か目的がないと、名前だけが載っているだけなんです。それらの連携プレーはどういうふうにされるんか再度お尋ねしてみたいと思います。

町長の合併の答弁なんですが、ちょっと私は、具体的にはっきり出てこんのですね、これというのが。やっぱり先ほども、住吉議員のときにも出ておりましたが、町民は都市計画税とか税金が今度幾ら高くなるということは敏感にこたえるんですね。例えば保険とか税金の問題でも、比較表は持って見てるんですが、実際には、そこまで自分が取られてはじめて高いとか安いとかわかるんですが、年寄りだったら若い者が払ってくれるとか、世帯主が払うからといって、あんまり関心がないんですが、そこらの点で税金、

保険、広島市の料と税の違いというのが海田町にもあるんですが、そういうふうなことがただただいっぱい書いてあっても比較ということがはっきり、大きな字で、先ほど住吉議員が言われたように、そういう会場で、年寄りの人でもわかるようなシステムをつくってPRをしていただきたいと思います、どうでしょうか。

それと、昨年、政務調査費を議員もいただきまして、それぞれの自分のエリアと申しますか、目的に向って、山口県の方へちょっと合併の問題で行ったんですよ。そうしますと、海田町のように広域行政推進室というのは皆あるんです、どこにもね、合併に対して。それに加えて、各部に合併に対する専門的な担当者を配置しておられる。そしてその人に、建設課なら建設課の合併に対する問題の集約と解決をするようにしておられるんですが、海田町はどういうことをされるかどうか、お尋ねをしてみたいと思います。

次に、今の駅前の関係なんですが、協議会をして国鉄に協議に行ったりお願いをしておられるということを議会のたびに言われるんですが、形が整わんとやったことにならん。常に私は言っとるんですよ。ただお願いしとる、何遍行つとるや、3遍行つとるや、10遍行つとるやわからん。しかしながらこういうふうになりましたと、一歩前進しましたと、次の段階でここまで行くんです、相手のあることですから、なかなか難しいかもしれませんが、時期と計画が見えないんですよ、私ら。部長にも話したことがあります、できんならできんでもいいんですよ。そのやる意欲が、私は欠けていると思うんですよ。ですから今度は、いつ行ったかというのをまた教えてもらいにいきますけど、前向きにやられて、その成果いかんでは、例えば議会の議長にもお願いしたり、地域の商工会なり地域の自治会にもお願いするという意欲があったのですか。今までそういうお願いをされて陳情に行ったり、国鉄に圧力をかけたり、海田町が行っても応えもせんかも知りませんが、その意欲のあらわれがないということを私は言っとるんですよ。その点、取り組む気があるかないか、お尋ねをしたいと思います。以上。

○議長（河野） 教育部長。

○教育部長（山本） まず、人材バンクの方で、学校の先生方の登録していただいた方は53名ではなくて13名でございますので、よろしく申し上げます。先ほど13名というふうにお話をさせていただきました。それで、そのうち1名の方につきましては、町外の方でございまして、この3月まで海田の小学校で教鞭をとられた先生でございます。それから200名の登録があって、その活動する場所をつくっていかないけんのではないかとということでございます。これにつきましては、あくまで人材バンクの登録者については、

今から町の広報紙あるいはインターネット等で公表をしております。この方はこういう技術を持って、こういうことができますよということで、これを利用されるのは町内の住民の皆様でございます。いろんな形態があろうかと思えます。個人的なグループ、あるいはいろんなところでこういうことをやってみたいけども、こういう先生がいないかなといったときに、これを活用していくというものでございまして、町の方がそういった場所を設定して、この方たちを利用するというだけのものではございません。町民全体がこの人材バンクを有効に活用していくというものでございます。そういった形の中で、住民の方がこれを有効的に使っていただく基盤づくり、あるいはこの生涯学習の大切さ、体制づくり、そういったことについて啓発も含めて、行政の方が今後積極的に実施をし、広めていきたいと、そして住民の方に、たくさんこういった登録していらっしゃる方を利用していただいて、いろんな生涯学習に役立てていただきたいというふうに期待をしているものでございます。

○議長（河野）広域行政推進課長。

○広域行政推進課長（木原）それでは合併に関しまして、まず、各部に専門的職員を山口県では置いているということでございます。町長の行政報告でも申し上げましたように、推進本部を設置いたしまして、その中に専門部会、それと分科会という形で分けさせていただいております。専門部会は企画、総務であるとか建設であるとかいう部会で分けて、その中に分科会を置くということで、分科会の構成員というのが実質その課の全体的な取りまとめをし、広島市との協議をして、すり合わせ事務、比較検討表を作成していく上で、その人を代表としてやっていこうということで、お一人選んでいただいて、各課の取りまとめをしていただくということにしておりますので、その人が各課のあらゆる事務比較をする場合の応答ができるというような形にさせていただいております。

それから、本部会に課長級の幹事会というのを設けまして、先般からいろいろ出ております合併建設計画案あたりをどうするのかということについて、海田町案をその中で練っていくという組織にして、幹事会で一つの海田町としての方向性あたりも盛っていききたいというふうに考えております。

○議長（河野）建設部長。

○建設部長（池の本）駅周辺の開発の問題と、それからJRの協議について、なかなか答えが出ないというようなご指摘をいただきました。先ほど担当の方から駅周辺の将来計について言葉でご説明をさせていただいたんですが、やはり、こういうことは図面では

っと見てわかるような形に整理をしたいというふうに考えております。それで、区画整理事業と連立事業をあわせた形で将来計がどういうふうになるのかということについて、地域の皆さんにわかりやすい図面を作成して、早いうちにお知らせをしたいというふうに考えております。

それからJRとの協議でございますが、いろいろな問題について、なかなか進展がないというご指摘のとおりでございますけれども、少しでも、私どもも実現していただくように日参を続けているわけでございます。先ほどの答弁にも申し上げましたように、中川書店のところは何とか取りついでいただけるというようなことでございます。何とか進めてまいりたいというふうに考えます。それから、駐輪場のところの、以前、駐輪場で活用していたところの土地の利活用につきましても、なかなか私どもの方とJRの方では考え方が違うという部分がありますけれども、JRの方はJRの方でお考えの部分があって、駐車場にしたいというようなことでございますので、それならそれで早く整備をして具体を示していただきたいというような形で要望をしているところでございます。

○議長（河野） 暫時休憩をいたします。再開は50分。

~~~~~○~~~~~

午後2時38分 休憩

午後2時51分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野） 休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。4番、桑原君。

○4番（桑原） 4番、桑原です。本日は4点ばかり質問いたします。まず第1点、教育問題についてでございます。新学習指導要領の施行後2カ月が経過いたしました。新学習指導要領の導入に伴いまして、ゆとり教育や総合学習による主体性もしくは意欲を引き出す課題とともに、学力低下の問題や、学力格差に応じた現場でのきめ細かな対応が一層求められているところでございます。新学習指導要領に係る、今から述べます主要具体的5項目について、海田町としての取り組み状況、対応内容及び実施計画はどのようになっていますか。（1）学校週5日制、これは授業時間を年間70単位時間、約1割削減すること。（2）教育内容を約3割削減すること。（3）小学校3年以上すべての学年に総合的な学習の時間の設定を行うこと。（4）相対評価から絶対評価への評価替え

について。（５）学級単位の習熟度別学級やチーム・ティーチングへの編成替えの５項目についてでございます。

大きな２番、合併問題についてでございます。本年４月末開催の合併問題調査特別委員会において、町の方から合併の必要性和諸課題、これは１つには地方分権推進のための合併、２つ目には少子・高齢化社会への対応と合併、３つ目には財政運営から見た合併、４番目には広域行政と合併の問題、５番目に多様化するニーズへの対応という５項目が示されました。このことについて町長の見解を問うものでございます。（１）各課題について国や県の掲げている合併の必要性一般論とは違い、海田町のデータの分析を予測に基づき、海田町独自の、かつ町民に身近でわかりやすい合併の必要性を論証し説明していただけますか。（２）上述のことから、合併を単なる時流的判断、時の流れだということで判断するのではなく、海田町にとって合併のメリットと合併のデメリットを総合的に論証し説明をしてください。（３）合併の必要性に係る海田町独自の判断資料は、いつごろいかなる方法で町民に周知させ、理解してもらうつもりですか。

大きな問題３、海田市駅南口土地区画整理事業等について。（１）事業認可された連続立体交差事業の年次割工程予定表の説明では、平成27年度完了見込みとございます。一方、計画決定後、住民の理解、協力を得られないまま、また経済財政環境の大幅な変動を顧みず、続行して10カ年が経過しようとしております。海田市駅南口土地区画整理事業及び海田町中心市街地活性化事業がございます。この両者の一体性について町長の見解を問うものでございます。（２）これら３事業の一体性の観点からも、海田町市街地整備推進機構（TMO）の指定は必要不可欠であります。しかも時期を逸している感がございますが、指定の見通しはいかがでしょうか。（３）３事業と合併との関係並びにその影響はどのようになりますか、それを示していただきたい。

大きな問題４、町行政課題の取り組み、進捗状況についてでございます。（１）平成14年度における町財政資金等のペイオフ対応措置とその事由はいかがでしょうか。また15年度以降の対応方針はどうなっていますか。（２）海田町のバランスシート、これは11年度から13年度一般会計についてバランスシートが出たわけですけど、これらの比較、分析結果に基づく海田町の財務内容の特性はいかがでしょうか。また今後の行財政運営に反映させるべく、具体的な活用策についてお聞かせ願いたい。（３）行財政改革の効果測定はどのようになっていますか。また、下に述べます支出科目の動向について問うものでございます。①稼動職員数と人件費、②賃金、③超過勤務日数、及び時間数並び

に超過勤務手当、④委託費。以上でございます。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）桑原議員ご質問の2点目、3点目、4点目の2番、3番については私から、1点目につきましては教育委員会から、4点目の1番につきましては収入役から答弁をいたします。

合併問題についてのご質問にお答えをいたします。まず、必要性についてでございますが、財政面では、その規模が大きくなることから、集中投資が可能となり、まちづくりのスピードアップが可能となります。住民負担の面では、年計画税が課税されるため、負担増になるものの、駅南口土地区画整理事業等の都市計画事業の着実な推進が図れること、また、住民サービスの面では、特に、社会福祉制度において本町よりもメニューが豊富であることなどが挙げられます。

次に、合併のメリットとデメリットの比較でございますが、これはこれから任意協議会で協議される行政制度の取り扱いや合併建設計画案が明らかになってからお示しできると考えております。最後の判断資料をいつごろ町民に示すかにつきましては、合併後の制度がどう変わっていくのか、住民負担や住民サービスがどのようになるのかが協議が進むにつれて明らかになります。この内容につきましては、当然合併の判断材料として、住民の皆様にも提示していきたいと考えております。

続きまして、海田市駅南口土地区画整理事業等についてのご質問にお答えします。まず、1点目の海田市駅南口土地区画整理事業及び中心市街地活性化事業の一体性についてでございますが、これまで何度もお答えしておりますように、中心市街地活性化事業の一つとして海田市駅南口土地区画整理事業を掲げておりますので、同じく同事業の一つである国の上積み補助制度の「街なか再生土地区画整理事業」等と同じに進めてまいりたいと考えております。また、中小小売商業高度化事業等の商業の活性化を図るための事業につきましては、土地区画整理事業の進捗状況に合わせて展開していくこととなります。

次に、2点目のTMOの指定についてでございますが、本町では、平成12年3月に中心市街地活性化基本計画を作成し、この中で商業の活性化のための事業としてTMOの設立検討を位置づけております。ご指摘の3事業を進めていく中で、これに伴うハード事業を総合的に推進し、商業集積の一体的かつ計画的な整備を運営管理する機関としてTMOが必要なものと考えております。このTMOにつきましては、海田町商工会等が

事業主体となるものであり、これまで商工会青年部との意見交換会で調整を図ってまいりましたが、なかなか具体的な動きとはなっていないのが現状でございます。今しばらく時間がかかるものと考えております。

次に、3点目の3事業と合併との関係並びにその影響についてでございますが、これらの事業を密接に関連させながら、東部地区の拠点地域としてふさわしいまちづくりができればと考えているところでございます。広島市と合併したことによる影響については、合併することにより着実に事業推進ができるものと考えております。

続きまして、町行政課題の取り組み状況についてのご質問にお答えします。まず、1点目の「平成11年度から平成13年度の一般会計の比較分析結果に基づく財務内容の特性」についてでございますが、平成13年度のバランスシートにつきましては、決算の確定をもって、これから作成することとしておりますので、平成11年度と平成12年度の経年比較や他団体との比較によりお答えをいたします。

本町の特性につきましては、1つには、社会資本形成の世代間負担比率でこれまでの世代が負担した割合が高いということで、これまでは財政状況がよかったことから、多くの資産形成がなされていること。2つには、予算額対資産の比率が高いということで、資産形成に充当する歳入の割合が高く、町の予算の多くが資産形成に活用されていること。3つには、有形固定資産の行政目的別割合から、行政分野ごとの資産形成の比重の割合も比較しますと、土木費の割合が最も高く、次いで教育費となっており、土木費と教育費を中心とした資産形成が行われていること。4つには、住民1人当たりのバランスシートでは、資産の割に負債が少なく、これまで地方債の発行に頼らずに資産形成が行われていることなどであります。

次に、2点目の今後の具体的な活用方策についてでございますが、歳入歳出決算書による「フロー情報」にあわせバランスシートの作成により、新たに「ストック情報」を得たことで、この2つの情報による財政状況を公表することで、住民の方々に対する町の説明責任をより明確にしていきたいと思いますと考えております。また、事業を実施する上で、減価償却の累計から施設の老朽化に対する施設整備方針の検討や社会資本形成の重点をどこに置くかなど、予算編成においても活用していきたいと考えております。

次に、3点目の行財政改革の効果についてでございますが、ご承知のように、本町では平成10年3月に海田町行政改革大綱を定め、様々な分野での行財政改革を実施しているところでございます。これまでの職員数の動向についてですが、10年度は職員数254

名で、現在245名でございまして、9名の減となっております。

次に、職員の人件費についてでございますが、決算統計資料によりますと、10年度は約20億5,200万円で、12年度は約19億2,100万円となっております。また、職員の時間外勤務手当につきましては、10年度が約5,700万円で、12年度は約7,400万円となっております。時間外勤務時間数は10年度が約2万4,000時間で、12年度が約3万4,000時間でございます。また、賃金の額につきましては、10年度が約5,500万円で、12年度は約6,800万円でございます。委託料につきましては、10年度が約5億2,300万円で、12年度は約4億7,600万円でございます。このように項目によっては増加したもの、減少したものがああります。しかしながら、13年度に係る決算統計資料は現在調整中でありまますので、それを済ませ、今後の行政運営にその結果を生かしてまいりたいと思っております。

それでは1点目につきましては教育委員会から、4点目の1番につきましては収入役から答弁いたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）教育問題についてお答えをいたします。ご質問1点目の学校週5日制の導入に伴う年間指導時数70単位の削減につきましては、これは学習指導要領に基づきまして学校行事との時数を考えながら、各教科の年間標準時数を確保するように、週の時間割に位置づけております。

次に、ご質問2点目の教育内容の約3割の削減についてでございますが、2年間の移行期間を設けまして、新しく加わる内容、削減される内容を整理いたしまして、準備を進めてまいりました。教育内容の削減と申しましても、小・中・高等学校を一貫としてとらえて考えますと、児童・生徒の発達段階を考慮いたしまして、教える内容を適切な学年に整理し、あるいは上学年に送るものは送ると、あるいは上級学校に送るものは送るというように整理したものが中心でございます。

次に、ご質問3点目、総合的な学習の時間の設定についてでございますが、新学習指導要領に基づきまして、小学校3年生以上の学習において、2年間の移行期間を設けまして、指導計画に標準時数を位置づけ、進めております。

次に、ご質問4点目の評価の仕方が変わったことにつきましては、ご指摘のとおり絶対評価になってきております。これに伴いまして指導要録の内容、あるいは記載事項についても一部改訂をいたしました。これまで以上に各学校の評価方法及び評価基準が問

われるところでございまして、昨年度から評価計画を盛り込みました指導計画、先ほども申し上げましたが、いわゆるシラバスというものでございますが、これの作成を指導しているところでございます。今年度の実践を通しまして、内容の充実を図っていききたいというように考えているところでございます。

次に、5点目の習熟度別やチーム・ティーチングの編成についてでございますが、これは児童・生徒のきめ細やかな指導を通しまして、基礎基本の確かな学力を身につけさせるために行っているものでございます。町内の小・中学校におきましては、県教育委員会の援助を受けまして、全校小・中学校でチーム・ティーチングのための加配教員の配置や、はつらつプラン、はばたきプランの非常勤講師、さらには教育補助員を配置いたしましたりしまして取り組んでいるところでございまして、また、一方ではボランティア・ティーチャーの導入をするなど、学校全体で指導方法を改善、工夫をいたして、取り組んでいるところでございます。

○議長（河野）収入役。

○収入役（正木）ペイオフ解禁後の対応についてお答えします。14年度における資金等公金の対応措置でございますけれども、自治法で定められております最も確実かつ有利な方法による保管を基本としております。具体的に申しますと、平成15年3月31日まで全額保護されております普通預金と定額郵便貯金による運用を行っているところでございます。

次に、第2点目の15年度以降の対応方針でございますが、今後の経済情勢や金融情勢、あるいは国、県等の動向等を考慮して、今年度中には対応策を固めてまいりたいと考えております。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）再質問させていただきます。教育問題でございますけれども、新学習指導要領の導入、実施など、制度法令改正時における、例えば学校なり保護者、生徒、そういった関係者の意向調査とか収集方法等、それらについての活用の仕方、それはどのように考えておられるのか。今、回答がありましたように、新学習指導要領を適正、円滑に推進するために、学校評価システムなんかの導入が図られているように聞いております。要するに学校の自己評価を積極的に行うようなことになるというように聞いております。今後そのためにも、こういった、これは地教法、要するに地方教育行政の組織及び運営に関する法律、地教法の23条でしたか、23条の17号で、教育に係る調査及び統計に關す

る事業事務を実施活用する必要性が今後出てこようかと思えます。その辺について、海田町はどのような取り組みをなさろうとしているのか、それをお伺いしたいと思います。

それから、2番目の合併問題ですけど、町長は合併検討住民意見交換会に出席されてどのようにお感じになったか、率直な意見をお聞かせ願いたいと思えます。私は2カ所、旧海田市小の方だけ出たわけですけども、とにかく盛り上がりが少ないと。先ほど来、各議員の方からもそういう意見が出ましたけども、なぜ盛り上がりが少ないのかという点。それから質問、意見が資料の理解度によってまちまちだというように受け取りました、私はですよ。それで、そういう2つの点から原因を考えてみたわけですけども、市町村合併推進の基本である住民との合意形成に町は最大の努力をすべきなんだけど、それをやっていますかということだと思えますよ。地域住民が町の合併について、町のデータや資料分析等によって賛否が、自主判断が可能となるような、十分な理解しやすい情報の提供がなされているかどうか。それにかかっているのではないかと思えます。だから私なりに、あそこに来られた方の考え方を分析したわけですけど、全く無関心で、行っても何を聞いていいかわからんしというのでお見えにならない方、忙しい方もおられたんでしょうけど、そういう人たち。それから2つ目には、資料を読んでも全く理解できないけど、行ってその辺の事情がわかるのではないかということで来られたら棒読みだとクレームをつけられた人もおられます、そういう人たち。3つ目には、新聞、テレビ等で合併論が盛んに言われていますから、今海田町がやっている一般論、そういうことについて理解されてる人が来ておられるわけです。それで、そういう方は、海田町はそうしたら、一般論ではなくて、海田町はどういう形で、一般論に照らして、海田町独自の合併というのはどのようになっているんだろうかというのが知りたくて来られた人もおられるんですけども、その期待に込えてもらえなかったというような意見も聞きましたし、私もそのように考えます。だから、町長はその辺を考えられて、どのようにお考えになったのか、要点をお聞かせください。

それから、2番目に合併の必要性和諸課題というのは、今の町長のご回答では、私が一般論ではなくて海田町独自のことを聞いているのに、一般論の繰り返しです。全く一般論の回答だけでは質問した意味がありません。例えば地方分権のことを述べておられますよ。地方分権は私、平成13年の9月議会で地方分権の取り組みの進捗状況を質問したことがあります。即答できなかつたんです、地方分権のことを。1カ月半以上たって、10月の下旬だったですか、地方分権推進一括法施行に伴う事務の概要という名目で回答

がありました。旧来の増減の比較がございません。どのようになったのかと質問したのに対して何も回答がなくて、ただこうなったんだ、今現在こうだということしかなかったんです。それなのに、地方分権によって合併が必要だというのはどういう意味なのか。そういうことを聞いているんです。

そのとき、参考までに申し上げますと、機関委任事務が460ありますと。その内訳が自治事務129、法定受託事務1号、2号合わせて314、その合計が443になっていますと。それから国が直接施行する事務が2件、事務自体の廃止が15件、結局17減っているというように解釈したんです。それなのに、なぜ地方分権が進んでるからって、一般論だけでもって、海田町の実態とは全然関係ないことで事務が進んでるから、地方分権を施行上必要だから合併しますというのはおかしいんじゃないかということなんです。例えば、少子・高齢化社会のことも言うておられます。これも以前、つくも保育所の建設のときに少子化傾向だから設備過剰になるんじゃないかと、予算のむだ遣いになるんじゃないですかということを質問したら、少子化は海田町には幸か不幸かあんまり関係ありませんという回答だった。それが、今は少子・高齢化が進むからという話ですよ。だから、一般論だけでやられると、町民の方は聞きに来られてもわからないですよ、一般論だけでは、何かいいことを言ってるなぐらいで。高齢化にしてもそうでしょう。一番、高齢化が進んでないと言いながら、高齢化が進むから合併するんだと。

この前の特別委員会でも申し上げましたように、要するに一般論だけで、実際の海田町の統計資料でもって分析もなされてないままで言っているということ、これが最大の問題だというように私は申し上げたんですけど、今回の意見交換会を聞いて、つくづくそう思いました。財政運営にしてもしかりです。財政運営で17年度から逼迫しますという、意見交換会でそういう回答がありました。17年度から逼迫するという根拠を示していただきたい。なお、昨年10月18日に示されました計算書は、県や市の数値を要件とした単なる仮定計算にしかすぎないわけです。それをもって町長の任期が切れた17年度から逼迫しますというのはどうもおかしいですわね。仮定計算の上で、しかもそういうことをおっしゃっているわけですよ。私は10年間分析して、そんな趨勢の話は全然出てこないと、12月の予算編成のときに申し上げました。単なる広島市か広島県の伸び率を活用して伸ばしているだけです。そんな仮定計算的なことで、それを盾にとって17年度から逼迫しますというのは、17年度から逼迫しませんよ、もう15年度から5億2,000万の赤字をだし、16年度で9億だし、17年度は22億の2けたになるようなことをおっし

やっている。そういう仮定計算の上でも全く15年度から逼迫しているではないですか。何の根拠をもって17年度以降逼迫しますと答えられたのか、その根拠をはっきりしてもらわないと。海田町の合併ですからね。広島市とか県の方の指数を持ってきて、それがどうだからこうだからというのは、全く単なる仮定計算にすぎません。それをもって合併論議に参加するというのは論外だと思います。

それから、4番目の広域行政についても、広域行政の究極の到達点が合併なんですよ。その到達点の合併をするのに、海田町は広域行政上の観点から限界と判断したのは、合併せざるを得ないと、そういう限界と判断なさったのはどういうことか。合併しなくても広域行政でやればできないことはないでしょう。今、現にごみ処理工場なんかもやっているじゃないですか。そういうような点。最後に多様化するニーズ、情報化、国際化、福祉、環境問題等とおっしゃっているわけです。合併しなくても単独でもやってる市町村がたくさんあるわけですよ。海田町ではどの部門で、なぜに対応できず合併せざるを得ないのか、今までの行政対応に問題があったのではないかと、そういう点について、海田町独自の見解を示すべきだと私は思います。

それから3つ目。合併資料で、合併の必要性、不必要には賛否両論があります、確かに。その根拠ともいえるべきメリット、デメリットがあるわけです。しかし、私は町行政が機関紙や資料等で、広報で絶対的なものはないと考えています。メリットはどうでございますよ、デメリットはこうでございますよと言うけど、絶対的なものではなくて、相対的なものだと思っています。例えば、検討資料の4ページをご覧になったらわかりますように、広島市との合併の必要性の中で、日常生活圏の一体化に対応したまちづくりの必要性というのがあります。通勤状況とか、それは42.2%、通学状況42%、買回り品、買い物の状態が30.6%というふうなことになっています。これは各地域の、海田の各地域の住民各自について、立地条件なり、欲望満足度等による生活事情の統計を示しただけのことであって、合併したからといってどうなるものでもないでしょう。これらは海田町の住民各自がそういった立地条件なり満足度のためにやってるだけであって、それがそうだから合併が必要だというのは、ちょっとおかしいのではないですか。それはだから相対的だと言っているんです。絶対的にそんなことを言うべきではないではないかということです。合併したことによってこう変わるんだという中長期的な計画をもって合併に臨もうとする意思が、はっきり町長の方から明確に示さない限り、水膨れ合併とよく言われますけど、それに終わるのではないかとこのように思うわけです。

それから、必要性として広島都市圏東部地区の拠点としてのまちづくりの必要性というのがあります。それで、今、町長のご回答にありましたね、第3次総合基本計画です。第2次基本計画には、広島都市圏東部地区の拠点としてという文言が随分出てたんです。それが第3次では全部消えているんですよ。合併のときになってこれが出てきたのはどういうことですか。私は質問したんですからね、これ。どうして消したのかと。合併のときになったらまた出てきてるわけ。東部の拠点というのは、快速の今の通過がどうだの、光ファイバーネットワークが立ち遅れたり、そういう海田町の地盤沈下の例もあるわけですよ。だから消されたんですかということを質問したんです。ご覧になったらわかるように、第2次に全部載ってたのが、第3次で消えています。それが合併論議のときには出てくるわけです。

合併のメリットなんかについても、住民の利便性が向上しますと書いてあるわけです。住民票の発行のこと、施設の利用のことが挙げられているわけです。IT時代で、やろうと思えば海田町独自でもできるんですよ。別に合併しなくてもできることはできるんです。合併したことによってどのように変わるかという、そういう計画性というんですか、そういうような、海田町では合併に踏み切った、一般論でなくて海田町独自の、今例をたくさん挙げましたけど、そういうことの意味でもう少し海田町独自の分析をやって、町民の人に自主判断ができるように、そういう資料を早くつくらないと、あと2年足らずでできるかどうか不安なんですよ。合併するんならするように、そういうことをつくっていただきたいと思います。

それから3番目。海田市駅南口土地区画整理事業等についてです。これは毎議会で同じような回答ばかり繰り返しておられるように思うわけです。そもそもこの区画整理事業は、平成4年でしたか、もう10年前、覚書まで交わして、町民の、地域住民の合意がない限り事業計画は絶対やりませんというのがあったわけですよ。それ以来、窪町のしあわせを守る会を推進協議会の方からボイコットしたり、TMOはつくられない、どんどん土地は買収して、駅の前の方は空洞化していますよ、過疎化している。これは失敗の典型的なことですよ。地価は低落、交付金、補助金も低下、17年度から財政が逼迫しますと。該当市町村はとっくに中止したり、例の3党合意書によって中止命令が出たにもかかわらず、海田町だけ頑張ってるわけですけど、よそはちゃんと先を見通してやめているわけですよ。何のためにこういうことを続けていけないといけないのか。明らかにこれ、失政ではないんですかね。その失政を海田町と広島市の合併で、合併に

かこつけて、そのつけをそっちの方に転化するようなことで、行政、海田町としては、ちょっとよその町村から変な目で見られやしないかというように私は思います。海田町の行政感覚を問われることになるのではないかとこのように思っております。その辺について、町長の見解、今いろいろ申し上げましたけど、もう一度お答えをお願いします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）教育問題の再質問について、先に答弁させていただきます。学校評価システム導入の問題でございます。広島県におきましては、平成13年度から協力校、それから今年度には推進校というような形で何校か、県立学校も含めて、研究協力を求めて、この学校評価システムのありようについて研究を進めております。それから、学校評価システム検討会議というふうなものも設置をされてきておりまして、そこらあたりでいろいろ論議をされましたものが資料として各市町村の教育委員会へ提供されてきております。本町ではそういうものをもとにしながら、平成15年には学校評価システムが導入される可能性というのが非常に高いということから、いわゆる研究機関としてそこで示されております、例えば評価委員会の設定のありようとか、評価の柱、あるいは評価項目等々について、どのように進めていくべきか等について、研究を進めていくように指導しているところでございます。なお、この評価システムに該当しますものは、いわゆる教育内容、学習指導要領に示されております教育内容のみでなく、いわゆる学校経営体制、そういうものも含めた幅広い学校評価システムになってこようかと思っております。以上でございます。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）先般行いました各小学校区におきます意見交換会についてでございますけれども、仰せのように、我々200ぐらいはお出でるだろうと思って、各会場で準備をしたわけでございますけれども、行政報告で申し上げたように、思ったほどのお集まりをいただけなんだと、こういうことでございます。大変自治会長さん等にもご迷惑をかけたご協力いただいたんですが、結果そのようなことでございました。私もそういう面では盛り上がりが出ていないのではないかと、このように感じておるわけでございますけれども、それだから今後、いろいろこれまでも議員さんの方から説明もありましたようなPRが足らないのではないかと、あるいは広報紙が読みにくいのではないかと、いろんなご意見がございました。または地区に出て説明会を多くやったらと、いろんなご意見をいただきましたわけでございますが、我々といたしましてもできるだけ町民の皆様

によく理解をいただけてまいりたいと、こういうことから、引き続き広報紙を使った広報、あるいは合併セミナーと、これは9月に予定いたしております、それからアンケートを7月にやりたいと、いろんな面で今後とも努力してまいりたいと、このように考えております。ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）区画整理事業でございます。この事業につきましては、町の活性化のためには、ぜひとも必要であるというように私ども、考えております。ただ、地元住民の皆さんの同意が得られていないというのが現状でございますので、今後も引き続き地元住民の合意を得るように努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）再々質問いたします。教育問題ですけど、今、いろいろご回答がありましたように、今後はそういう関係者の意向調査なり、そういうことが重要になってくると思いますので、その点、十分気をつけてやっていただきたいというように思います。

次は、合併問題ですけど、町長はこの前の意見交換会で申されました、私は合併はしないとかするとか、避けて通れないと言ってずっとやってきているよと。それはそうなんです。問題は町長選挙前後ぐらいから、今度、避けて通れないが、町民の意向を十分反映してそれを合併論議の中に持ち込んでやっていきたいというふうに変ったでしょう。それは、去年の9月まではそう言ってずっと来たんですよ。そうしたら12月に突如、任期中に合併しますと出されたもんですから、みんなびっくりしたわけです。それで後から意見交換会をやります何だかんだというのと、今それで続けてやっておられるわけですよ。町長のお考えは、当初やっていた、言っておられたことと、12月以降おっしゃったことが全く同じだというように考えておられるんですね。だけど私は、町民の意向をよく聞いて、それを合併に反映させたいということと、先に合併ありきでやっておい、あとから意見交換会だ何だかんだって、有識者の何だかんだいってやっても、全然違いますよ。本末転倒だと私は思うんです。それはそうですよ。ちゃんと、そのために各市町村、合併の市町村は苦勞してずっとやってきているわけですから。だから府中町みたいに住民投票までやるようになったんですよ。そうしないとつけ焼き刃みたいな話……。先ほど再質問のときに申し上げましたように、いろんな、一般論でずっと進んで、わけのわからんままで合併となった場合に、あとで禍根を残すことになるのではないかと、このことを私は心配しているんです。

その辺、どうも同じ、こうやって再々質問しても同じような、以前からずっと同じような回答……。要するに住民の意見を十分に反映し尊重して結論を出すとおっしゃっていたことと、まず12月以降は、まず合併ありきなんですよ。合併ありきで十分な情報提供も行われる計画もないままで、形式的に見せかけのそういうようないろんな意見交換会なりいろんなことをやって、いろいろ住民は反対がないからどうだこうだということが進められると、とんでもないことになりますよ、それは町長の責任を全うしたと言えますかということなんです、それでも。そんな状況で合併して、本当に町長、責任を全うされたとお思いですか。それをまず聞きたいです。いや、まず合併ありきから出ているわけですから、今の状況では。その辺をどう考えておられるのか。

それと、ものの本とか何とか、いろいろ勉強させられて見ました。ある大学の教授が書いている本を見て、なるほどと思ったんですけど、合併の評価モデルというのがあるんですよ。それで、要するに縦軸に透明な合併、下の方で不透明な合併、横軸によい合併、悪い合併と4つの現象をつくって、評価モデルをつくって、結局それで望ましい合併、望ましくない合併というような評価をやっているんです。海田町はそれでいきますと、不透明な合併という部類に入るんですね。それは、情報提供は形だけで、住民の参加もなくて、首長や議員らごく少数の有力者で合併が決められていくような場合であると、当初から合併ありきだと、そういうパターンが多くて、地域像をめぐるオープンな議論もないと、議会主義ですべてを押し切ろうとする色彩が強いものをいうと、そういうように評価しているわけです。透明な合併というのはその逆ですよ。ちゃんとこういう事例を、何町、何市の場合はこちらでいい合併だというようなことを書いている。

それから、悪い合併というのは、単なる数合わせの合併だと。吸収合併で単に行くだけ。計画も何もないと。市町村を大ぐりにしただけの水膨れ合併だと、そういう場合だと書いている。人員や財政削減の計画もなくて、新しい市の建設計画は既存の計画を寄せ集めただけのもので、外部の委託で、作成で済ます態度すら見られると。起債事業や箱物の建設ラッシュが目立つというようなことが書いてあるんです。海田町はまさにそれではないかと心配している。町長、これに対してどう思われますか。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）桑原議員のご発言、まことに私は残念に思います。私は就任この方、合併は避けて通れないと、そういう問題であるけれども、やはり議会の皆様、町民の皆様の意見を伺いますということで、終始来たわけでございます。そういう中でこうして新

たに合併の特例法が出、またそのことにおいて財政支援というようにいろいろな要件が国から出たわけです。そういう中、また地方分権であるとか、小さい町にとっては大変に難しい課題が出てきた、それに国、県、町にしても、財政的にも大変厳しい状況が出ると。こういう中で、やはり議会の皆さんからも、これこそ何十回となく合併に対するご質問がございました。そういう状況が変わってくる中で、やはりこの時期に合併をするべきであるというのは私の判断でございます。そのことは12月にも、あるいは施政方針でも申し上げたわけでございまして、何も突然今まで何も言わなんだのが言い出したわけでもございませんし、また今まで言いよったことが違ったとは思っておりません。やはり時代の趨勢によって、これからの海田町を考えたときに、その必要があると私は判断したわけでございます。

それとても、何回も申し上げるように、町長だけがそうしたらできるかと言うたらそうではございません。ご承知のように、議会のご承認がなかったら、これはいかに私が申し上げても成るものではございませんけれども、自分自身の考え方として議会で発言をしたわけでございまして、このことについては今も変わってはおりません。何かまやかしかとか、いろいろなまことに残念なことをおっしゃいましたけれども、私はそのような気持ちはありません。海田町の将来を考えて、町民の皆さんと知恵を絞りながら、あるいはこうして議会、あるいはこれからも先ほど申し上げたように、せっかくやりました意見交換会、盛り上がりが少のうございましたけれども、これからはやはりできるだけ多くの方にご意見を賜りたいと。そのことは、やはりこれからの合併問題に反映をしながら、また議会の皆さんにお諮りをしながら、進めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（河野） 16番、佐中君。

○16番（佐中） 16番、佐中です。今回は合併問題だけでお尋ねをいたします。市町村合併問題は、今、地方政治の最大の焦点の一つとなっております。町民の中には、町長が2004年3月まで合併する方針を出したので、急浮上した合併をめぐって、一部には期待を寄せる声もある一方で、疑問や不安も広がっております。

今回の市町村合併の動きがここまで急速に広がっている理由は、何よりも政府が内閣を挙げて推進をしていることにあります。これは1999年の地方分権一括法の成立が転機で、市町村合併特例法が改定されたからであります。この合併特例法は1965年に制定され、その後、法期限が来るたびに10年ごとに延長され、現行法の期限は2005年3月末と

されております。今回の主なものは、地方交付税の算定特例による全額保証の期限を5年から10年に延長したこと、及び合併特例債制度を創設したことであり、同時に、国と都道府県は同格の扱いだったのが、国と県の役割を分けて定め、事実上、上下にされたことでもあります。他の法律は翌年の4月からですが、合併特例法は法成立、公布と同時に1999年7月16日に施行されたことでもあります。

自治省は、都道府県に対して新たな市町村合併の推進についての指針を通知し、県はそれを受けて県下の17合併パターンを作成したわけであり、県は知事を長とする合併支援本部の設置をし、合併重点地域の指定、合併協議会の設置の勧告などの要請をしております。2000年12月に閣議決定された行政改革大綱には、市町村合併後の自治体数を1,000を目標にするという方針を決め、総理大臣を本部長に具体化を進めてきております。国や県は、建前では合併特例法の規定もある中で、自主的な市町村の合併と、自主的をつけておりますが、実態は国、県を挙げて、市町村合併の押しつけであることは経過を見ても明らかであります。

国や県が合併特例法を急いだのは、法の期限が2005年3月末であり、一日も早く活用したかったからであります。2001年8月に総務省がマニュアルを出しておりますが、そのマニュアルは、法定協議会から合併への実現まで22カ月、約2年ほどかかるとしております。その間には十分に町民、住民に説明をし、正しい情報のもとで納得のいく方法で解決するよう求められておりますが、町は法定協議会の設置は平成15年、来年の3月、あるいは15年9月には市と町議会で議決をし、16年3月には総務省の告示で合併という計画のようですが、町は合併まで約12カ月としているが、その理由を問うものであります。

質問の2つ目。町は、国は合併特例法の期限を延長しない方針であるとか、法期限を過ぎれば地方交付税の算定特例や合併特例債などの適用がなくなるから、今のうちに、あるいは有効期限は平成17年3月31日に迫っておりますとあおっております。合併問題は自治体の存立そのものにかかわる重要事項であり、民意を最大限保障し、その意思を確認をして合併を手續するのが憲法や地方自治の定める原則から見て当然のことですが、合併を平成16年3月までにするというこういう方針、また自分の任期中に合併する方針は、独裁者のやることで、民主主義国家にふさわしくない方針ですが、この指摘をどのようにとらえておられますか、お尋ねをいたします。

質問の3つ目。合併特例法を延長しない方針はその後、政府の公式の文書やホームペ

ージなどどこにも紹介をされておられません。今年3月末、片山総務大臣は全国の市長村長と議会議長に署名つきの手紙を送っております。これは合併押しつけの恫喝と批判する首長も生まれ、マスコミは焦りと報道しております。この手紙でも合併特例法は時限立法であり、その期限は平成17年3月となっております。残された期間はあと3年になりました。また、できるだけ早期に合併協議会を設置していただきたいとの要請をしておりますが、法期限を延長しないなどの記述はありません。市町村合併が実際にどのぐらい進むのかわからない今の段階で、法期限を延長しない方針を政府が公式に決めることはできません。なぜかといいますと、この特例法をなくせば、その後合併に進む市町村はまず出てこないと考えるのが普通であります。この特例法をなくせば、国としてもはや市町村合併はしなくてもよいと、こういうことになるわけであります。法期限や延長しない方針に迷わされず、住民の不安や疑問の声を真剣に検討もしないで、とにかく合併特例法のあるうちに、だから今年度中に任意や法定協議会の設置をなどと急ぐのは時期尚早で、町民が事実をあまり知らない間に合併に走ろうとするねらいであります。政府が示しているマニュアルでも、法定協議会から22カ月かかるとしているのに、この間時間をかけて十分論議し、結論を出しなさいということなのに、どうして1年、こういう短期間で合併する方針を設定したのか。本来なら町民との話し合いを重ねて、アンケートも取り、住民投票も行い、その結果で合併する方針ならだれでも納得いたしますが、合併する方針を先に出して、その説明や懇談会をする方針は、失敗をしている解決のめども立っていないあの区画整理事業と同じ轍を踏み、今回進めている合併は町長の押しつけにつながりますが、どのように考えられますか、お尋ねをいたします。

質問の4、市町村合併は住民にとって、自分たちの市町村のあり方を決めるものであります。一旦決めれば、何十年にもわたるのが普通です。自分たちの自治体を今後将来どういう自治体にしていくのか、直結する大きな問題であります。今改めて地方自治、住民自治とは何か、住民にとってのまちづくりは何かが問われております。住民が地方自治と地方政治について真剣に考える機会として生かし、町民自身が悔いのない結論が求められております。しかし、今回の合併は、これまでの地方自治体のあり方や、これまでの政策と責任への反省に立った改革ではなく、地方への財政支出の大幅な削減であり、そのための地方交付税の制度の根本の変質をすることになります。このことによって、将来にわたって町民に多大な犠牲を押しつけることになりますが、どのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

質問の5つ目。町長は時限立法である合併特例債があるうちに合併すべきと主張されて、合併ありきと決めつけられておりますが、確かに合併特例債は、国が合併を進めるための最大のあめと言えるでしょう。合併特例法の中のこの特例債がなくなれば、この制度がなくなるという法律の建前になっておりますから、そこで合併推進の側からは合併特例債のあるうち、今のうちに合併しない手はないと、合併に駆り立てておるわけがあります。よく考えてみると、合併特例債の対象は、合併市町村のまちづくりのための建設事業と合併市町村振興のための基金の造成であります。まちづくり建設事業はどこでも数百億円で、一方の振興基金造成は最大でも40億円、つまり合併特例債の基本的な性格は、建設事業の促進、公共事業の奨励策にほかなりません。合併後、10年間の事業を対象にして、事業の95%をこの合併特例債という借金で賄い、その借金返済については、財政力に関係なく一律に70%を普通交付税で面倒をみるものであります。しかし、一般財源5%と95%の7割を引いた残りの29%、これは広島市が負担をすることになります。幾ら有利な借金といっても、今広島市は財政的にも海田町よりも逼迫した危機的な状況にあります。このまま政府が言うように合併を進めると、合併特例債バブルになり、10年たったら、残ったのは大きな借金と大型施設の維持管理だけになる不安があります。これに対してどのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

質問6、海田町が広島市と合併をした場合、合併特例債を当てはめると、10年間でほぼ240億2,000万円となります。それでお尋ねしますが、合併建設事業の総額はどのぐらい予定しておりますか。合併するという町長の考えでありますから、この総額が当然出てくるはずだと思いますが、お答え願いたいと思います。また、合併特例債の対象には、区画整理事業、JR高架事業、それに関連をした県道、また役場移転での建替え事業、これは町のままでいくと県が主体事業主でありますから、県が負担をすることになりますが、市になった場合には結果的にはその扱いはどうなるのか、お尋ねをいたします。

質問7、また合併算定替は、これまで仮に7億5,000万円の交付があったが、合併により7億円に減り、残りの5,000万円の5年間は段階的に減らされ、15年たったら推計の7億円のみを将来にわたって、合併した場合は広島市は受け取る、交付税ですから、この制度が変わらない限り交付を受けることがずっと続くというように理解をするわけですが、それでいいのですか、どうですか、お尋ねをいたします。

質問8、海田町は平成元年から平成12年度までの投資的経費の合計が284億円になります。単年度平均、ちょっと多目に言いましたけれども、約25億円、投資的経費の実績

があります。これは議会で決算認定をしておりますから、事実の数字であります。これを換算いたしますと、10年で250億円、20年で500億円、30年で750億円と投資的経費になります。広島市と合併すると、都市計画税を多目にみて町民は年約5億円払うことになります。都市計画税では10年で50億、20年で100億、30年で150億円となります。30年を基準に見ると、投資的経費と都市計画税の合計が約900億円になります。町長が考えているのは10年のことしか考えていないというように思います。広島市と合併をして、900億円の建設計画ではプラス・マイナス・ゼロ、私はプラス・マイナス・ゼロよりも、もっと広島市に海田町からプレゼントするのが、財政力指数の問題とか、借金の問題とかあると思うんですよ。それでも900億円でも合併建設計画では、町民にとっては30年のスパンで見ればプラス・マイナス・ゼロだと。私は1,000億円以上、やっぱり建設計画の見通しをもって進めるべきだと思うんですが、その点はどうか。

質問の9つ目、広島駅北側から、海田町に至る場合に、府中町は新幹線の下を抜けております。ところが広島市に入ると途端、船越峠で狭くなる。また海田町から瀬野に行こうと思えば、国信でとまっております、バイパスを通って行こうと思えばね。また、都市計画道路を通って坂まで行こうと思えば、矢野町でとまっております。矢野町を辛抱して過ぎると、坂町では見違えるほど町並みが変わっております。熊野町もいろいろ努力して活気が見えます。何か安芸区は30年間、これまで合併をして政令市になれば、バラ色ですばらしい世界のように当時言われました。だが、30年、正式には28年ぐらいですね、私がちょうど議員に出たころですから。合併前も合併後も変わらないですよ。区役所ができて、海田町で換算をしたら、この30年間で2,000億円近く町民は市民税を払ったり都市計画税を取られたりしとるんですよ。この実態を、町長はどのように考えるのか。単独町政の方がよっぽど町民の幸せになっている。町のまちづくり、これができるんじゃないかと、このように思うんです。

質問10、合併問題をアンケート調査でいかにも3,000ぐらいで民意を反映したかのようにはしておりますが、これは町が勝手に、町民の意識調査しかないんです。合併は町民にとって自分が住んでいる町をどうするかという問題、だから町民自身が決める、決定権を町民に与えるのが、私は決定的だろうと思うんですよ。町長や議会が勝手に決める問題ではない、住民投票をなぜしないのか、私は再々これまで言ってきました。住民投票をやった結果でも、法的には必ず議会で決めなければならないのに、なぜそれができないのか、それをお尋ねするんです。

質問11、今回小学校ごとに行った住民意見交換会の合併検討資料は、制度の紹介で、具体的な数字はありませんでした。先ほど桑原さんが言ったとおりなんです。例えば財政支援の措置の説明でも、いかにも今回合併すると有利で、今時期を逃せばチャンスがなくなる、これを盛んに、そこにおられる、ひな壇におられる部長級らが全部それを言うたんですね。しかしこれは、全部広島市に入っていくんですよ。海田町に入るのは、合併による建設計画しかないわけですね。しかもそれが10年間だけ、10年後の20年、30年、このことについては何一つ答えてない。10年だけ、当面それで過ぎれば、いかにも集中的な投資がなされて、海田町がいかにも町民の幸せにつながるような言い方をされておりますが、どうして正しい情報を出さないの。納得のいく情報を出して、判断をしていくのが本来の自治体の役目ではないですか。自治体というのは、特に議会と町の関係は、本当に町民の民主的なそういう運営、自治体は民主主義の学校とも言われる、母とも言われる。なぜにこういう説明の立場に立てないのか、お尋ねをいたします。

質問の12、5月28日の東公民館の質問で、住民の方からスケジュールはどうかと聞いたら、スケジュールは相手があるので今から決めていくと、こう答えております。どうして正直に平成17年3月までの時限立法があるが、町長は自分の任期中に合併をしたい、そのためには今年6月に任意の協議会を設置をして、平成15年3月には法定協議会、9月には各議会で決議、12月では県議会、平成16年3月には合併と、こういうスケジュールを持つと、計画ですから案なんです、それを問うたのに、そういう答えがなかった。これまでの議会で特別委員会に出したスケジュールとは違う内容のことを課長が答えておったが、住民に答えた内容と特別委員会に出された内容と違うが、実際はどうか、お尋ねをいたします。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）佐中議員ご質問の合併問題についての質問にお答えをいたします。マニュアルが示す22カ月という期間は、任意協議会を省き、すべて法定協議会での協議として合併する場合に想定される期間でございます。

1点目の合併までの期間のご質問につきましては、海田町と広島市の場合は、任意協議会で大枠の協議を済ませてから法定協議会に移行するもので、期間が短いとは思っておりません。

次に、2点目の任期内の合併のご質問につきましては、町長の任期から特例法の期限までが10カ月足らずであることから、私の任期中に合併を実現することが最良であると

考えているところでございます。また、事務を円滑に進めるためにも、今この時期に事前協議する必要を強く感じております。広島市との合併については、海田町の将来にとって、最も重要なこととございます。市と協議した内容につきましては、議会や町民の皆様にお知らせをし、意見も聞きながら進めていきたいと考えております。また、これからの具体的な日程につきましても、今後の協議の過程の中で調整し、お知らせをしていきたいと考えております。

次に、3点目のご質問につきましては、以前、申しましたように、海田町と広島市安芸区は実質的には一つの都市としての様相を呈しており、長期的かつ広域的な視点から、拠点にふさわしい都市機能の整備を推進するとともに、広島都市圏東部地区の均衡ある発展と、地域住民の福祉の向上を図ることが必要とございます。合併特例法の期限については、この2月21日に行われた国の市町村合併推進本部で、延期しない旨の方針が確認されております。また、4月2日の衆議院総務委員会でも総務大臣が特例法の延長は考えていないと答弁されております。したがって、国や県の財政支援を受けることができる合併特例法の期限内に合併を進めることが必要であるとと考えております。

次に、4点目のご質問につきましては、これから立ち上げます任意協議会で、将来のまちづくりのため、建設計画案や行政制度の取り扱いについて、十分協議をし、住民サービスの中身や住民負担がどうなるかにつきましては、明らかになり次第、議員の皆様や住民の皆様へお知らせをしながら、順次進めていきたいと考えております。

次に、5点目の特例債のご質問につきましては、これから立ち上げます任意協議会で、合併建設計画案を具体化していきますが、この中に盛り込む内容としては、先般作成しました第3次総合基本計画をもとに協議をいたします。ご存じのように、この基本計画は、海田町の将来的なビジョンを盛り込んだものでございます。この基本計画を海田町単独で行うとしても、多くの起債と長い年月と住民負担を要します。合併特例債は他の起債と比較して起債の充当率が高く、なおかつ、交付税で措置されることから、財源的に有利な制度とございます。合併することにより、この特例債を使い、海田町として必要な事業を早期に実現することができるものでございます。

次に、6点目の合併建設事業に関するご質問にお答えします。まず、合併建設事業の総額につきましては、今後の広島市との任意協議会の中で、合併建設計画案を協議しますので、現段階では定かではありません。合併後の県の負担はとのご質問ですが、基本的には、政令指定都市は直接国から補助を受けて事業を行うこととなります。しかし、

事業によっては、今後、県と市が協議をされることになろうと思います。

次に、7点目の合併算定替のご質問につきましては、合併算定替の制度では、合併年度及びこれに続く10カ年度に限り、別々の市町村が存在するものとみなして計算した普通交付税の額が保障されます。11年度目以降については保障額が段階的に縮減され、制度の変更がない限り、合併から15年が経過してまいりますと、合併算定替による増加分の交付は受けられないものと考えております。

次に、8点目の合併建設計画のご質問についてでございますが、合併建設計画案は、合併後10年間に整備すべき事業を計上するものであり、その事業や額は、先ほど申し上げましたとおり、任意協議会で協議をし、策定していくものでございます。10年を経過した後も、広島市安芸区の中心、拠点として、必要な都市基盤整備が継続実施されていくものと思っております。

9点目の安芸区が合併後変わっていないとのご質問につきましては、広島市と合併した旧安芸郡の町も合併建設計画を策定されて、それに基づいて基盤整備されているものと思われまます。

10点目の住民投票のご質問につきましては、これまでもお答えしておりますように、議会制民主主義のルールに則って進めていきたいと考えております。

11点目の具体的な数字についてのご質問につきましては、協議会で行政制度の取り扱いや、合併建設計画案を策定する中で、具体的な数字が明らかになると考えております。協議の内容や数字につきましては、具体的になりましたら、当然、議会や住民の方々にお示しをしていきたいと考えております。

最後に12点目のスケジュールの質問についてでございますが、特別委員会等で説明いたしましたのは、平成16年5月の私の任期内での合併を考えますと、こうした流れが想定できますという説明をさせていただきましたが、意見交換会でのご質問の内容は、決定した合併のスケジュールはあるかとの問いのようでしたので、相手方もあることなので、協議会の協議の中で決まるとお答えをしたものでございます。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）再質問いたしますが、私は、合併そのものには反対はせんのです。合併そのものですね。政令市そのものにも反対はいたしません。ただし、住民を置いておいて、国や県が押しつけるところに問題があるから、私はこの問題に対して、地方自治の

主人公は町民であるということ、ここを一番大事にしているのが私の政治信条なんです。町長はそうでなくて、私は独裁でやるんだと、もう期限を決めてどんどんやるんだというのが町長のやり方ですから、私はそのことをあえて指摘をしよるんです。

このまちづくりの問題で一番大事なのは、自治体のあり方、ここをやっぱり考えないかんのですね。だから、第1は海田町のまちづくり、将来20年、30年、どのようにつくるかということが基本になかったらいけないと思うんです。合併ありきで将来のことをあまり言わない。今、町長、広島安芸区の中で発展するために海田町が中心となって投資をしてくれるものと思われましてというのは、思われるだけで、町長、私は今、60前ですよ。私は40年あと生きても100歳にならんのですよ。もう40年、私は海田町で生きたい。町長は私より順番でいったら早く行くでしょうよ。じゃけども、10年単位で見たんでは本当のまちづくりにならんのですよ。自治体で本当にまちづくりをするというのは、10年や15年の単位で見たんではできないんですよ。私は言うのは20年、30年、40年、海田町の将来をずっと見たら、海田町単独の方がよっぽど有利だというのが、今から私が言いますから、それ。その問題についてどう思われるか答えていただきたい。

第1は海田町のまちづくり。2番目に考えるのは海田町の財政問題。3番目にはこれからの暮らし、町民の暮らしをどのように応援するのか、福祉はどうなんか。この3つの柱がやっぱり基本になって、将来のまちづくりを考えないかんというように思うんです。

私はそういうところを町民に明らかにして、そしてアンケートもとって、懇談会もし、意見交換会もし、最終的には町民投票をして、そうしてそれをやるのが町長の本当の指導力だと思うんですよ。ところが逆なんよね、町長は。もう合併ありきで決め込んで、この資料、全部この資料の中には、いかにも町民が有利なようなやり方を、県のマニュアルを見て、そのままにつくつとる。私だってわからんことがいっぱいあるから、あそこですよ、広域推進室に行って聞いたりね、いろいろ私も勉強させてもらいましたけれども、その中で明らかになつとる。ここに出ているのは、表現をされているのは、いかにも町民に物すごくいいような言い方をしているが、全部広島市に入っていくんですよ。しかも、海田町は対等合併ではないんですね。対等合併やったら物すごく有利です。私が町長であったら、対等合併の方を選びますね。それは10年間で財政援助が物すごくあります。しかし、吸収合併というのは、広島市の財政にしても、地域にしても、面積にしても、2%や1%ですよ、海田町が必要なのは。相手にしてくれないのが、私は事実

だと思うんですよ。

しかも町長は、意見交換、あるいは今でも言いましたけれども、私は昭和59年の就任以来、合併は避けて通れない問題であると申し上げてまいりました、こういうふうにならずと説明会で、今でも言われましたけれども。町長選挙で1期、2期は無投票、その後の町長選挙のたびに、合併推進派を破って当選をされております。だから多くの町民は、加藤町長は合併について慎重派だと、こう受け取っております。さきの2年前の選挙でも、自分の任期中に合併すると言うて町長選挙で通ったんなら、町民は納得するでしょう。ところが、同じように言うて、一般質問で質問されたら、いや、私の任期中に合併しますよと。こんな答弁の仕方というんか、合併しようかどうかというのを、一般質問の中で答えるような、こんな性格ではないと思うんですよ。だから私は、町政を私物化していると、このように申し上げねばならんと思うんです。

町長になって今18年ですか、59年からですから。就任時と同じように合併は避けて通れない、避けて通れないと言うて、合併推進派を破って当選をされて来ると、何か狼と羊というようなんがあります、ずっと住民をだましてきて、自分の区画整理で行き詰まったりしたら、投げやり合併のようにぼんと合併せないかんというようなやり方。私は、これではいかん。これは議会をもうちょっと、やっぱり本筋を通して、町長の任期が切れるけど、平成17年まで伸ばして、町民の納得いくところまで、やっぱり論議をすべきだと思うし、しかも町民にその数字をもっと明らかにして、町民に納得いくような方法で説明会を何回もやっていくと、そういう方法でないと、それができなかつたら、なぜ住民投票をしようとするのか。私は町長の考え方、あんまり軽率で、暴走しとると。ここにやっぱり待ったをかけるのが議会なんですよ。私はそう思います。本当の議会の役割は、同じ合併をするとしても、町民が納得できるようなやり方をやる。それはこの間の町長選挙、2年前の選挙のときに町長がそう言うて、私の任期中に合併をすると、そう言うて町長選挙に出たんならだれでも納得しますよ、そら。そうではなくて慎重派で、町民はそういうイメージを受けとるのに、出て1年たって、どうも区画整理がうまいこといかんのではないかなと、JR高架で金がようけかかるから、もう合併した方が私の任務もええし、高齢にもなつとるからというんでやられたんでは困るわな、町民は。実際そうだと思うんですよ。町長、私は平成16年3月の期限を切って合併というのは白紙撤回をしてほしいんですが、どうですか、それは。

再質問2つ目、町長は町の将来、20年、30年先のまちづくりを町民と一緒につくり

という考えがないんですよ。私は、町長が決めたこと、これは住民が守るのは当たり前やと、こういう姿勢は先ほど言うた区画整理の事業と同じですよ。一方的なやり方で、非民主的な。だから、関係者は業を煮やして一歩も引かずに、前にも後ろにも行かなくなる。町長はこれを、とうとう投げ出しているんですよ。だから勝手な道に進もうとしとる。今回でも10年しか考えてないではないですか。合併特例債は10年間で使い切りなさいと、あとは認めませんよという中身。そのためには240億2,000万円上限が海田町で決められておる。そしたら240億ぐらいの建設工事、倍にしても450億円ぐらいの建設の合併協定では、後ほど言いますけれども、10年や15年で海田町はそれはそのぐらいの金は融通することは十分ありますよ。合併した後も、海田町で40年、50年、本当に広島市がやってくれるかどうか。先ほど言いましたが、新幹線に乗って船越峠に行ったら、あそこが狭くなってる。逆に言いますと、海田町が30年前に合併してなくて、何もできていない、船越、矢野、瀬野に総合スポーツセンターができ、ひまわり大橋みたいなのができ、ひまわりプラザができたり、町民センターができたり、都市計画街路ができたりして、海田町は何にもしてない、本当に困ったなど、しなあかんという状況なら、私は合併をしてもいいと思う。ところがそうではないでしょう。船越も瀬野も矢野町も、何にもしてない。区民センターと区役所ができただけ。これは30年間の市民税と土地計画税、当時あった都市計画、投資的経費を入れたらね、私が先ほど言いました2,000億円ぐらいの金は各町村で確保できたはずなんです。たった区民センター、区役所、スポーツ総合何とか、瀬野にある、そのぐらいではないですか。全部できても、それを全部やっても、400か500億円ぐらいでそれはできますよ。単独町制の方が今まで30年、私、調べてきたけど、町長が就任して以来、59年から平成12年、投資的経費414億円、17年間で投資的経費を使っているんですよ。その間に各種の道路整備や町民センター、東広バイパス、総合公園、ひまわり大橋や都市計画道路、たかね荘や串掛林道、ふるさと館やひまわりプラザ、下水道、つくも保育所や商品券の発行や総合公園の管理棟、ずっとようやっておられますよ、町長。なぜ投げ出すんですか。船越や瀬野川が海田以上に進んどったらね、私は大いに合併しなさいと言いますよ。そうじゃない、ざっと見ても、新幹線に乗って府中を通って帰ろうと思ったら、あそこで全部とまっとる、海田からよそへ行こうと思っても、全部とまってるではないですか。たまたまそうなおるのではないんですよ。広島市は大きな財政の規模を持っておっても、住民には目が向いてないんですよ。だから、アストラムラインとか地下道とか地下街とか宇品の埋め立てとか、

今、新都心とかいう西部の新都心というのがあるでしょう。そこに金を注ぎ込んで、大きな負債を抱えているんですよ、8,000億も9,000億も。そこへ私ら、飛び込めと言うんですか。私はそんなこと、町民には合併するというようなこと、よう言いませんよ。私、言うておくけど、合併そのものには反対ではないんですよ。坂町と熊野町と海田町と対等合併であれば、財政支援を10年後にしてくれますから、大いにこれは得ですよ。広島市に行ったら、それは広島市は財政困難です。それはまた後ほどいいますけども。町長、今合併すると有利、有利、有利じゃというのをずっと何回も説明会の中でも言ってこられておるんですが、本当に30年、40年の後に、本当に合併が有利なのか説明してください。もう合併すると言うとんだから、説明できるでしょうが。

3つ目、建設計画の金額、どのぐらい考えとるか、今から協議して決めるんでしょう。問題は、私はここじゃと思うんですよ。将来、30年、40年たった後どうなるかといったら、安芸郡が中心で、将来、海田町が10年間通してくれたら、その後はやってくれるでしょうと。それは歴史的にはっきりしとるやないですか。船越町や瀬野川町、阿戸町もそうだし、矢野町、全く何もしてないよ。私から言わせたら、もう安芸区なんてものは、広島市の目にない。その証拠が今の結果なんですから。海田町が合併しても、面積で言うて1.何%ね。これはもう、この分の資料でずっと出しとるから、全部計算してみた。面積で1.86%、人口にして2.66%、世帯で2.5%、広島市113万の人口の今の行政区域の中から海田町を見ればですね。そんな小さな町を、安芸郡の中心だと言って、広島市が面倒を見てくれません。それは今までの歴史の中で経過ははっきりしているんですよ。

私はさっき、900億円、30年間のスパンで見たら、海田町に投資してくれなければ損じゃと言いましたね。じゃけど、よくよく計算をしてみれば、1,000億円、さっき900億円がプラス・マイナス・ゼロで1,000億円だと言いましたけれども、広島市の1人当たりの地方債の残高、平成12年度、借金ですね、海田町は31万6,000円、広島市は74万6,000円。その差は43万円になる。43万円に3万の人口を掛けたら129億円になるんです。1,029億円で、私はプラス・マイナス・ゼロだと思うんです。ところが、よくよく計算をしてみると、129億円あったらただ単に、町長と私が129億円を貸し借りして、仮に借金があるんじゃない。129億円の5倍の仕事をしとるから、129億円の借金がある。そしたら1,500億ですよ。私、さっき1,000億と言いましたけども、1,500億を30年間で広島市が投資してくれるかどうか。それをしなかったら、私は合併すべきではないと思うんですね。

あわせて、財政力指数、海田町は0.81、広島市は0.75、自主財源は62.4、広島市は53.9、その差は8.5%、この数字が正確かどうかはわかりません、私なりに計算をしたら4億4,532万円。自主財源のその比較ですよね、1人当たりの。広島市が悪いから海田町がそれだけプレゼントすることになる、合併した場合は。経常経費だって80.2%でしょう、海田町は。広島市は89.5%、低い方が有利なんで、この差もまたプレゼントすることになるね、広島市に、合併した場合。

また、地方税の中で、町市民税が1,000円増額と言いましたね。海田町は今、町民税の均等割は2,000円、広島市やったら3,000円でしょう。3万の町民の中で、2万人が町民税、2万人が払うかどうか知らん、仮に2万円払ったとしても、2,000万円ですわ、増税をされる、都市計画税ももちろんそうですね。そういう計算をいたしますと1,500億円以上はなる。合併協定の中でどうしても必要なんですね。

町は今、あんまり考えてない、合併ありきでね。町長の姿勢は今から交渉して決めますと。これではね、なぜ自分の任期中に合併すると言うのかようわからん。交渉してそれだけ確保できなかつたら、合併しないこともあり得る。しかし、これだけ確保できるという契約を結んだら合併をしますと、これならわかるんよ。合併ありきで、合併しますと言うて、この数字を全部ひた隠しに隠してやっておる。私はそういう気がしてどうしてもならんのですがね。なぜそういう数字を、町民にも説明せないかん、議会にも説明せな。何ぼ私がこうやってどうかと聞いても数字を出してこんでしょう。これは町民をまやかししとるんですよ。議会を、言葉は悪いけど、あまり数字をはっきりささない方が自分が有利やと思うてしとるんでしょうが。ちゃんと数字で特例債で240億というのがはっきり出ているんですから、それを広島市に活用してもらって、1,500億円以上の合併協定を結ぶ、そういう自信があるので、私は平成16年の3月までに合併する方針ですという方針なら、私はさすがじゃ、町長じゃなと思うけど、それは全くなくて、とにかく合併ありきじゃありきじゃと言うんでね、進めていること自体が私は問題だと言うんです。私は1,500億円以上の契約をすべきだと思う。相手があることだから、交渉次第でどうなるかわからんですね。それに近いところがなかったら、合併方針を町長、やめますか、どうですか、お尋ねするんです。

それから、今回、私は曲がりなりにも私なりに勉強させてもらいました。この自治体のあり方の、特に広島市のこういう問題。私なりに広島市とのいろんな関係に感じたこと、私は広島市の財政の財布の中身をとにかく言うことは、あまり言いたいことはない

んですが、あえて言わせていただくと、5月2日のNHKのテレビで報道しておりました。広島市の財政は全国12の政令市の中で、大阪市に続いて2番目に悪い財政悪化と報じておりました。まさに火の車なんですよ、広島市は。だからあのドームの建設、400億円ぐらいの予算で広島市は年間の当初予算で、5,000億か6,000億でしょう。400億円というたら14分の1か15分の1なんですよ。それでも長年かけてみんなと協議して、まだいまだに結論が出てないでしょう。海田町は思い切ったことをする。85億の予算で75億の区画整理をやらうとする。1人当たり25万もかかるのに。これを平気でやらうとする。私は無謀過ぎると言うんですよ。

まさに広島は、ほんま火の車だと思うんです。そこへ町民に飛び込めと言うんですか。いくら財政が大きくても、借金抱えてどうにもならないところへ飛び込めと言うこと自体が、私は町長がどう考えとるのか、なぜ今飛び込まなければならないのか。健全財政ではないですか、海田町は。かつて15年ぐらい前まで不交付団体だったんですよ。交付税がなくても、町長が就任して昭和62年、投資的経費が38億9,542万円、決算であるんです。その次というのが、平成3年、34億、投資的経費を注ぎ込んでおられる。平均して23億。町長就任以来は24億ですけれどもね、全部そうなんです。広島市よりよっぽど海田町の方が健全財政で、しかも町民の立場に立って、その財政を海田町民全体にわたって、やっぱりやってるんです。広島市になってみなさいな、今言いましたように瀬野や船越なんか、多少手を入れているかもわからんが、ほとんどしてないのが実感なんです。私はそう感じるんです。それでも町民を引っ張って、合併しようとするのか。

私は海田町をもっと健全財政するためには、区画整理事業を一時凍結しなさいと、このことを何回も言ってきました。これを凍結したら財源的によっぽどゆとりができます。しかも、扇大臣が言うところじゃないですか、JRの高架の事業と切り離しても、地域の実情に合わせてそれができると言うことを言っとるんですよ。町長さん、今まで一体だから切り離せない、町はこの方針でやるんだと。現実に財政的にそれがあから、大きな問題になってるんですよ。ここでさっき桑原さんも言われましたけれども、平成13年10月、財政推計というのを出示してもらいました。平成22年度の方ですが、これで見ると投資的経費322億8,000万、こういうのがありますが、平成17年度で120億の総額のようなので、何ぼでもやっていけるやないですか、ただし、これでは都市計画税を取った計算になっておりますけれども。区画整理事業をやめたら、一時凍結して、町民とゼロからやりなさい、本当のまちづくりは町民と一緒にあってすべきですよ。ここの視点が

抜けておる。合併問題でもそうでしょう、さっき言いました。いかにどのようなまちづくりをするかという問題で、一緒になってまちづくりを進めるとというのが抜けておるんですよ、町長は。私の任期中に合併すると言うといて、住民に説明会、意見交換会よ、しかも。それで、その話を聞いて、参考にさせてもらいますとだけしか言わん。もう視点がそういう感覚だと感じておりますから。皆さんの意見を聞いて、それを集約して合併に生かしますと言わんのだから。それを参考に合併協定の中に結び入れます。自分がする気だからそうなんです。どっちにするかということがないから、そうなんですよ。私は町長にそのことをもう一遍聞きたい。

それから、J R 高架の事業の費用の問題で、企画部長が、実際は291億円の J R 高架の予算の中にあるのに、町の負担が、私の今まで説明を受けた中では69億とあるのが、J R 高架で20億という、海田公民館でそういう予算の話しをされました。企画部長が言うたんよ、みんなの前で。連続立体の関連道路を入れて77億なのに、なぜ20億と言うたのか。もう一つ……。

○議長（河野）時間でございます。本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会をいたします。なお、明日は午前9時から本会議を開きます。再質問の答弁から始めます。目が覚めるような答弁をしてください。

午後4時45分 延会